

令和 8 年笛吹市議会

第 1 回定例会議案

笛 吹 市

目 次

- 議案第3号 笛吹市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第4号 笛吹市山廬施設条例の制定について
- 議案第5号 笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 議案第7号 笛吹市健康増進施設条例の一部改正について
- 議案第8号 笛吹市学童保育室条例の一部改正について
- 議案第9号 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 笛吹市社会体育施設条例の一部改正について
- 議案第11号 笛吹市火災予防条例の一部改正について
- 議案第12号 令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第13号 令和7年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第14号 令和7年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第15号 令和7年度笛吹市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 議案第16号 令和7年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第17号 令和7年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 議案第18号 令和8年度笛吹市一般会計予算について
- 議案第19号 令和8年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第20号 令和8年度笛吹市介護保険特別会計予算について
- 議案第21号 令和8年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第22号 令和8年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について

- 議案第23号 令和8年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について
- 議案第24号 令和8年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 議案第25号 令和8年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 議案第26号 令和8年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 議案第27号 令和8年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 議案第28号 令和8年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 議案第29号 令和8年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 議案第30号 令和8年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 議案第31号 令和8年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 議案第32号 令和8年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 議案第33号 令和8年度笛吹市水道事業会計予算について
- 議案第34号 令和8年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計予算について
- 議案第35号 令和8年度笛吹市公共下水道事業会計予算について
- 議案第36号 令和8年度笛吹市簡易水道事業会計予算について
- 議案第37号 令和8年度笛吹市農業集落排水事業会計予算について
- 議案第38号 不動産の無償譲渡について(今井区ごみ集積所)
- 議案第39号 笛吹市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第40号 市道認定について

令和 8 年 笛 吹 市 議 会 第 1 回 定 例 会 会 期 日 程

○会 期：令和 8 年 2 月 20 日（金）～3 月 24 日（火） 33 日間

月 日	曜日	会議名等	開議時間	議 事 等
2月13日	金	議会運営委員会	午前9時30分	・会期日程等協議
		全員協議会	午前10時30分	
20日	金	本 会 議	午後1時30分	・市長施政方針・提出議案説明
21日	土	休 会		
22日	日	休 会		
23日	月	休 会		
24日	火	休 会		
25日	水	休 会		
26日	木	休 会		
27日	金	本 会 議	午前10時	・議案に対する質疑及び代表質問
28日	土	休 会		
3月 1日	日	休 会		
2日	月	休 会		
3日	火	本 会 議	午前10時	・議案に対する質疑及び一般質問 ・付託
4日	水	本 会 議	午前10時	・議案に対する質疑及び一般質問 (予備日)
5日	木	休 会	午前9時	常任委員会・付託事件審査
6日	金	休 会	午前9時	常任委員会・付託事件審査
7日	土	休 会		
8日	日	休 会		
9日	月	休 会		常任委員会（予備日）
10日	火	休 会		
11日	水	休 会		
12日	木	議会運営委員会	午前10時	
		全員協議会	午前11時	
		本 会 議	午後1時30分	・委員会審査報告・討論・採決
13日	金	休 会	午前9時	常任委員会・付託事件審査（当初予算）
14日	土	休 会		
15日	日	休 会		
16日	月	休 会	午前9時	常任委員会・付託事件審査（当初予算）
17日	火	休 会	午前9時	常任委員会・付託事件審査（当初予算）
18日	水	休 会		常任委員会（予備日）
19日	木	休 会		
20日	金	休 会		
21日	土	休 会		

22日	日	休 会		
23日	月	休 会		
24日	火	議会運営委員会	午前10時	
		全員協議会	午前11時	
		本 会 議	午後1時30分	・委員会審査報告・討論・採決

令和8年2月20日 提出

笛吹市長 山下 政 樹



議案第 3 号

笛吹市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 の制定について

笛吹市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準(第 3 条)

第 2 節 運営に関する基準(第 4 条—第 32 条)

第 3 章 雑則(第 33 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業(特定乳児等通園支援(法第 30 条の 20 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。))を行う事業をいう。以下同じ。)の運営に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

(一般原則)

第 2 条 特定乳児等通園支援事業者(法第 54 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども(法第 30 条の 14 に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等(法第 27 条第 1 項に規定

する特定教育・保育施設及び法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、笛吹市暴力団排除条例(平成 24 年笛吹市条例第 1 号)第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に該当してはならない。また、その社会的責任に鑑み、暴力団員等と密接な関係を有してはならない。

第 2 章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第 3 条 特定乳児等通園支援事業者は、1 時間当たりの利用定員(法第 54 条の 2 第 1 項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども(法第 30 条の 16 に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して 1 月当たりの利用定員を定めるものとする。

第 2 節 運営に関する基準

(面談)

第 4 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第 19 条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 12 条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第 1 項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第 5 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第 30 条の 15 第 3 項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第 6 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第 54 条の 3 において準用する法第 54 条第 1 項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第 7 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第 30 条の 15 第 3 項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)第 28 条の 24 各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第 8 条 特定乳児等通園支援事業者は、法第 30 条の 15 第 1 項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第 9 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第 56 条第 1 項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第 10 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育及び法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第 11 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領)

第 12 条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第 30 条の 20 第 5 項(法第 30 条の 21 第 3 項において準用する場合を含む。))の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第 30 条の 20 第 3 項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前 3 項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第 2 項及び第 3 項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第 3 項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第 13 条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第 14 条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第 15 条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第 16 条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の

的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第 17 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第 18 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第 19 条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第 22 条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 20 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第 21 条 特定乳児等通園支援事業者は、第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第 22 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第 23 条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第 12 条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 24 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第 25 条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第 26 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第 27 条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業(法第 59 条第 1 号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。)
若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。)
又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第 28 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第 30 条の 13 において準用する法第 14 条第 1 項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第 29 条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 30 条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

- 第 31 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

- 第 32 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第 14 条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第 11 条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第 18 の規定による市への通知に係る記録

(4) 第 28 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 30 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 3 章 雑則

(電磁的記録等)

- 第 33 条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事

業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第 2 項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第 2 項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第 4 項」とあるのは「第 6 項において準用する第 4 項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第 1 号イ及び第 2 号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第 1 号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第 2 号中「交付する」とあるのは「得る」と、第 3 項中「前項各号」とあるのは「第 6 項において準用する前項各号」と、第 4 項中「第 2 項の」とあるのは「第 6 項において準用する第 2 項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第 1 号中「第 2 項各号」とあるのは「第 6 項において準用する第 2 項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第 2 項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

こども誰でも通園制度の実施に当たり、乳児等のための支援給付が創設されることに伴い、当該給付に係る特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例で定める必要がある。これが、本条例案を提出する理由である。

議案第 4 号

笛吹市山廬施設条例の制定について
笛吹市山廬施設条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市山廬施設条例

(設置)

第 1 条 日本を代表する俳人「飯田蛇笏」と現代俳句の第一人者「飯田龍太」の生家であり、数多くの文学作品が生み出された「俳句の聖地」とも呼ばれる「山廬」を後世に引き継ぐとともに、地域の重要な資源として文化振興や観光振興を図るため、山廬及び俳諧堂(以下「山廬施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 山廬施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山廬	笛吹市境川町小黒坂 270 番地 1
俳諧堂	笛吹市境川町小黒坂 268 番地 1

(管理)

第 3 条 山廬施設の管理は、笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。ただし、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 指定管理者の指定手続等については、笛吹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年笛吹市条例第 28 号)によるものとする。

(業務の範囲)

第 4 条 教育委員会又は指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 施設の維持管理及び運営に関する業務
- (2) 施設の利用許可に関する業務
- (3) 施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の維持保全に関する業務
- (4) 施設に関する保守業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が必要と認める業務

(利用の範囲)

第 5 条 俳諧堂句会場(俳諧堂の 2 階をいう。以下同じ。)を利用しようとする者及び団体は、あらかじめ教育委員会又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更又は利用の中止をしようとするときも、同

様とする。

- 2 教育委員会又は指定管理者は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 教育委員会又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。ただし、教育委員会又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 山廬施設の管理上支障があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、山廬施設の設置の目的に反するとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の利用の許可を受けた者及び団体(以下「利用者及び団体」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会又は指定管理者は、利用者及び団体が次の各号のいずれかに該当するとき、利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 利用の許可の条件又は職員の指示に違反したとき。
- (3) 管理上特に必要と認められるとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく教育委員会又は指定管理者規則に違反したとき。
- (5) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

- 2 前項の措置によって利用者及び団体に損害が生じることがあっても、教育委員会又は指定管理者は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 山廬施設に入館しようとする者及び団体は、その利用区分に応じて別表に定める入館料を納付しなければならない。

- 2 俳諧堂句会場を利用しようとする者及び団体は、第5条第1項による利用の許可を受けたときは、その利用区分に応じて別表に定める俳諧堂句会場使用料を納付しなければならない。

(利用料)

第10条 前条の規定にかかわらず、指定管理者に管理を行わせる場合においては、利用者及び団体は、指定管理者に施設の利用に係る料金(以下「利用料」という。)を納入しなければならない。

- 2 利用料は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市

長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、利用料を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(使用料又は利用料の減免)

第 11 条 市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、前 2 条の使用料又は利用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料又は利用料の不還付)

第 12 条 既納の使用料又は利用料は、還付しない。ただし、市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 施設等の管理上特に必要があるため、教育委員会又は指定管理者が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者及び団体の責めに帰すことができない理由により、施設等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第 13 条 利用者及び団体は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第 8 条第 1 項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者及び団体が前項の義務を履行しないときは、教育委員会又は指定管理者において原状に回復し、これに要した費用は、利用者及び団体の負担とする。

(遵守事項及び指示)

第 14 条 教育委員会又は指定管理者は、利用者及び団体の遵守事項を定め、かつ、管理上必要があると認めるときは、該当利用者及び団体に対し、その都度必要な指示をすることができる。

(損害賠償の義務)

第 15 条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第 16 条 指定管理者及び管理業務に従事している者は、個人情報収集し、保管し、又は利用するに当たっては個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の規定を遵守し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び管理業務に従事している者は、山廬施設の管理上知り得た

秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

- 3 指定管理者の指定の期間が満了した後又は管理業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

- 2 第 3 条第 1 項ただし書の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合においては、この条例に定めるもののほか必要な事項は、市と指定管理者が協定で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用の許可その他山廬施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第 9 条、第 10 条関係)

山廬施設使用料

- 1 入館料(山廬及び俳諧堂)

利用区分	入館料	
	個人	団体
大人	300 円	200 円
高校生、大学生	200 円	150 円
小学生、中学生	100 円	80 円

※20 人以上で利用する場合は、団体割引料金を適用する。

- 2 俳諧堂句会場使用料

利用区分	使用料(1 時間当たり)
全日(午前 9 時から午後 4 時まで)	500 円

※山廬を観覧する場合は、別途入館料を納付するものとする。

提案理由

日本を代表する俳人「飯田蛇笏」と現代俳句の第一人者「飯田龍太」の生家である「山廬」の寄附を受け入れ、後世に引き継ぐとともに、地域の重要な資源として文化振興や観光振興を図ることを目的に、市の施設として設置する。これが、本条例案を提出する理由である。

議案第 5 号

笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(笛吹市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 笛吹市職員給与条例(平成 16 年笛吹市条例第 54 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 9 条の 2 中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第 10 条第 2 項第 1 号中「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同項第 2 号中「次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間」を「支給単位期間」に、「それぞれ次に」を「6 万 6,400 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号中アからスマまでを削り、同条第 3 項中「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同条第 9 項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「6 箇月」を「6 か月」に、「1 箇月」を「1 か月」に改め、「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「額及び」を「額、」に、「)の」を「)及び前項第 1 号に定める額の」に、「前 3 項」を「第 2 項から前項まで」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第 1 号及び第 9 項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前 3 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000 円を超えない範囲内で 1 か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で

定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125」を「100分の126.25」に改め、「以下この条及び」を削り、「100分の105)、12月に支給する場合には100分の127.5(特定幹部職員にあつては、100分の107.5)」を「100分の106.25」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

第17条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあつては、100分の127.5)」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60)、12月に支給する場合には100分の52.5(特定幹部職員にあつては、100分の62.5)」を「100分の61.25」に改める。

別表第1の6級の項中「教育監」の次に「、保健監」を加える。

(笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年笛吹市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(規則への委任)

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

人事院及び山梨県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告等に鑑み、民間の給与との較差を是正するため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

【第1条関係】 笛吹市職員給与条例(平成16年笛吹市条例第54号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 この条例において、給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、第一種初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条の2 新たに採用された職員のうち、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で規則で定めるものにあつては、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、第一種初任給調整手当として支給する。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 この条例において、給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条の2 新たに採用された職員のうち、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で規則で定めるものにあつては、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等</p>

の額に相当する額(次項及び第6項において「運賃等相当額」という。)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 _____ 支給単位期間につき、**6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で**定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 **次に掲げる職員の区分に応じ、**支給単位期間につき、**それぞれ次に** _____ 定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)

が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万3,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万6,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万9,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万2,800円

(3) (略)

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び**第6項**において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である

職員 2万5,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である

職員 2万9,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である

職員 3万2,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である

職員 3万5,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万8,700円

(3) (略)

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び**第5項**において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第6項において「特別料金等相当額」という。)

(2) (略)

4 (略)

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

(2) (略)

4 (略)

[新設]

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間

のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)の規則で定める日に支給する。

8 (略)

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として**6か月**を超えない範囲内で**1か月**を単位として規則で定める期間(自動車等**及び駐車場等**に係る通勤手当にあっては、**1か月**)をいう。

10 (略)

(期末手当)

第17条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に**100分の126.25** (行政職給料表及び公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。 _____ 第17条の4において「特定幹部職員」という。))にあっては、**100分の106.25** _____)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月 _____ の規則で定める日に支給する。

7 (略)

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として**6箇月**を超えない範囲内で**1箇月**を単位として規則で定める期間(自動車等 _____ に係る通勤手当にあっては、**1箇月**)をいう。

9 (略)

(期末手当)

第17条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、**6月に支給する場合には100分の125**(行政職給料表及び公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。**以下この条及び**第17条の4において「特定幹部職員」という。))にあっては、**100分の105)**、**12月に支給する場合には100分の127.5(特定幹部職員にあっては、100分の107.5)**を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第17条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の106.25 (特定幹部職員にあっては、100分の126.25) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第17条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105(特定幹部職員にあっては、100分の125)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には10

_____ (特定幹部職員にあつては、**100分の61.25**
_____)

を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第4条関係)

行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	主査の職務
4級	副主幹の職務
5級	課長補佐、監、主幹の職務
6級	次長、課長、農業委員会事務局長、教育監、 保健監 、出先機関の長の職務
7級	部長、議会事務局長、会計管理者の職務

0分の50 (特定幹部職員にあつては、**100分の60**)、**12月に支給**
する場合には100分の52.5(特定幹部職員にあつては、100分の62.5)

を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第4条関係)

行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	主査の職務
4級	副主幹の職務
5級	課長補佐、監、主幹の職務
6級	次長、課長、農業委員会事務局長、教育監____、出先機関の長の職務
7級	部長、議会事務局長、会計管理者の職務

【第2条関係】 笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年笛吹市条例第8号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3第1項、第17条第2項第17条の4第2項第1号及び第18条第1項の規定の適用については、同条例第15条の3第1項中「第7条の2第1項の規定による規則で定める職員」とあるのは「笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年笛吹市条例第8号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」と、給与条例第18条第1項中「第7条の2第1項の規定による規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3第1項、第17条第2項第17条の4第2項第1号及び第18条第1項の規定の適用については、同条例第15条の3第1項中「第7条の2第1項の規定による規則で定める職員」とあるのは「笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年笛吹市条例第8号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と、給与条例第18条第1項中「第7条の2第1項の規定による規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

議案第 6 号

笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
改正について

笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例

笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成 16 年笛吹市
条例第 186 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項の表団員の項中「20,000」を「36,500」に改め、同表ラッパ
隊員(団員)の項中「23,000」を「36,500」に改め、同条第 3 項の表部長・副部
長の項中「部長・副部長」を「部長以下」に改め、同表団員の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

非常勤の消防団員の処遇改善を図るため、年額報酬及び出動報酬の額を増額
することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する
理由である。

笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成16年笛吹市条例第186号)新旧対照表

改正案		現行	
(報酬) 第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。 2 団員には、次により年額報酬を支給する。		(報酬) 第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。 2 団員には、次により年額報酬を支給する。	
区分	報酬の額(円)	区分	報酬の額(円)
団長～副部長(班長) (略)	(略) (略)	団長～副部長(班長) (略)	(略) (略)
団員	年額 36,500	団員	年額 20,000
団員(機能別消防団員)～ラップ隊副隊長(班長) (略)	(略) (略)	団員(機能別消防団員)～ラップ隊副隊長(班長) (略)	(略) (略)
ラップ隊員(団員)	年額 36,500	ラップ隊員(団員)	年額 23,000
ラップ隊長(部長)(機能別消防団員)～学生防災サポーター(団員)(機能別消防団員) (略)	(略) (略)	ラップ隊長(部長)(機能別消防団員)～学生防災サポーター(団員)(機能別消防団員) (略)	(略) (略)
3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により出動報酬を支給する。ただし、1日の出動報酬は、8時間を上限とする。		3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により出動報酬を支給する。ただし、1日の出動報酬は、8時間を上限とする。	
区分	1時間当たりの額(円)	区分	1時間当たりの額(円)
副分団長以上	1,500	副分団長以上	1,500
部長以下	1,000	部長・副部長	1,000
		団員	500

議案第7号

笛吹市健康増進施設条例の一部改正について

笛吹市健康増進施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市健康増進施設条例の一部を改正する条例

笛吹市健康増進施設条例(平成16年笛吹市条例第14号)の一部を次のように改正する。

題名中「施設」の次に「いちのみやももの里温泉」を加える。

第1条中「「いちのみやももの里温泉」を「いちのみやももの里温泉」に改める。

第2条中「「ももの里温泉」を「いちのみやももの里温泉」に、「いちのみやももの里温泉」を「いちのみやももの里温泉」に改める。

第3条第1項中「「いちのみやももの里温泉」を「いちのみやももの里温泉」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

笛吹市健康増進施設条例の題名の見直しに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市健康増進施設条例(平成16年笛吹市条例第14号)新旧対照表

改正案	現行
<p>○笛吹市健康増進施設<u>いちのみやももの里温泉</u>条例 (設置)</p> <p>第1条 市民の健康と福祉の増進を図ると同時に、広く一般の休養のため、健康増進施設<u>いちのみやももの里温泉</u>を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 健康増進施設<u>いちのみやももの里温泉</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 笛吹市健康増進施設<u>いちのみやももの里温泉</u> 位置 笛吹市一宮町金沢字見当387番地1 (管理)</p> <p>第3条 笛吹市健康増進施設<u>いちのみやももの里温泉</u>(以下「温泉施設」という。)の管理は、市長が行う。ただし、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>○笛吹市健康増進施設_____条例 (設置)</p> <p>第1条 市民の健康と福祉の増進を図ると同時に、広く一般の休養のため、健康増進施設「<u>いちのみやももの里温泉</u>」を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 健康増進施設「<u>ももの里温泉</u>」_____の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 笛吹市健康増進施設「<u>いちのみやももの里温泉</u>」 位置 笛吹市一宮町金沢字見当387番地1 (管理)</p> <p>第3条 笛吹市健康増進施設「<u>いちのみやももの里温泉</u>」(以下「温泉施設」という。)の管理は、市長が行う。ただし、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。</p> <p>2 (略)</p>

議案第 8 号

笛吹市学童保育室条例の一部改正について

笛吹市学童保育室条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市学童保育室条例の一部を改正する条例

笛吹市学童保育室条例(平成 16 年笛吹市条例第 125 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

名称
石和南小第一学童保育クラブ
石和南小第二学童保育クラブ
石和南小第三学童保育クラブ
石和東小第一学童保育クラブ
石和東小第二学童保育クラブ
石和北小第一学童保育クラブ
石和北小第二学童保育クラブ
富士見小第一学童保育クラブ
富士見小第二学童保育クラブ
富士見小第三学童保育クラブ
富士見小第四学童保育クラブ
石和西小第一学童保育クラブ
石和西小第二学童保育クラブ
石和西小第三学童保育クラブ
御坂第一学童保育クラブ
御坂第二学童保育クラブ
御坂第三学童保育クラブ
御坂第四学童保育クラブ
御坂第五学童保育クラブ
御坂第六学童保育クラブ
一宮第一学童保育クラブ
一宮第二学童保育クラブ
一宮第三学童保育クラブ

を

「

名称	支援単位
石和南小学童保育クラブ	石和南小第一学童保育クラブ
	石和南小第二学童保育クラブ
	石和南小第三学童保育クラブ
石和東小学童保育クラブ	石和東小第一学童保育クラブ
	石和東小第二学童保育クラブ
石和北小学童保育クラブ	石和北小第一学童保育クラブ
	石和北小第二学童保育クラブ
富士見小学童保育クラブ	富士見小第一学童保育クラブ
	富士見小第二学童保育クラブ
	富士見小第三学童保育クラブ
	富士見小第四学童保育クラブ
石和西小学童保育クラブ	石和西小第一学童保育クラブ
	石和西小第二学童保育クラブ
	石和西小第三学童保育クラブ
御坂学童保育クラブ	御坂第一学童保育クラブ
	御坂第二学童保育クラブ
	御坂第三学童保育クラブ
	御坂第四学童保育クラブ
	御坂第五学童保育クラブ
	御坂第六学童保育クラブ
一宮学童保育クラブ	一宮第一学童保育クラブ
	一宮第二学童保育クラブ
	一宮第三学童保育クラブ

に

八代第一学童保育クラブ
八代第二学童保育クラブ
八代第三学童保育クラブ
境川学童保育クラブ
かすがい第一学童保育クラブ
かすがい第二学童保育クラブ
かすがい第三学童保育クラブ
かすがい第四学童保育クラブ
かすがい第五学童保育クラブ
芦川学童保育クラブ

八代学童保育クラブ	八代第一学童保育クラブ
	八代第二学童保育クラブ
	八代第三学童保育クラブ
境川学童保育クラブ	境川学童保育クラブ
春日居学童保育クラブ	春日居第一学童保育クラブ
	春日居第二学童保育クラブ
	春日居第三学童保育クラブ
	春日居第四学童保育クラブ
	春日居第五学童保育クラブ
芦川学童保育クラブ	芦川学童保育クラブ

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

笛吹市学童保育室の名称を見直すことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市学童保育室条例(平成16年笛吹市条例第125号)新旧対照表

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
名称	支援単位	位置		名称	位置
石和南小学童保育クラブ	石和南小第一学童保育クラブ	笛吹市石和町市部720番地		石和南小第一学童保育クラブ	笛吹市石和町市部720番地
	石和南小第二学童保育クラブ	笛吹市石和町市部720番地		石和南小第二学童保育クラブ	笛吹市石和町市部720番地
	石和南小第三学童保育クラブ	笛吹市石和町市部720番地		石和南小第三学童保育クラブ	笛吹市石和町市部720番地
石和東小学童保育クラブ	石和東小第一学童保育クラブ	笛吹市石和町中川483番地1		石和東小第一学童保育クラブ	笛吹市石和町中川483番地1
	石和東小第二学童保育クラブ	笛吹市石和町中川478番地		石和東小第二学童保育クラブ	笛吹市石和町中川478番地
石和北小学童保育クラブ	石和北小第一学童保育クラブ	笛吹市石和町松本1442番地20		石和北小第一学童保育クラブ	笛吹市石和町松本1442番地20
	石和北小第二学童保育クラブ	笛吹市石和町松本1442番地20		石和北小第二学童保育クラブ	笛吹市石和町松本1442番地20
富士見小学童保育クラブ	富士見小第一学童保育クラブ	笛吹市石和町今井10番地		富士見小第一学童保育クラブ	笛吹市石和町今井10番地
	富士見小第二学童保育クラブ	笛吹市石和町今井10番地		富士見小第二学童保育クラブ	笛吹市石和町今井10番地
	富士見小第三学童保育クラブ	笛吹市石和町今井10番地		富士見小第三学童保育クラブ	笛吹市石和町今井10番地
	富士見小第四学童保育クラブ	笛吹市石和町今井10番地		富士見小第四学童保育クラブ	笛吹市石和町今井10番地
石和西小学童保育クラブ	石和西小第一学童保育クラブ	笛吹市石和町唐柏360番地		石和西小第一学童保育クラブ	笛吹市石和町唐柏360番地
	石和西小第二学童保育クラブ	笛吹市石和町唐柏360番地		石和西小第二学童保育クラブ	笛吹市石和町唐柏360番地
	石和西小第三学童保育クラブ	笛吹市石和町唐柏360番地		石和西小第三学童保育クラブ	笛吹市石和町唐柏360番地
御坂学童保育クラブ	御坂第一学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合372番地12		御坂第一学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合372番地12
	御坂第二学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合372番地12		御坂第二学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合372番地12
	御坂第三学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合372番地12		御坂第三学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合372番地12

	御坂第四学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合372番地12
	御坂第五学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合372番地12
	御坂第六学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合372番地12
一宮学童保育クラブ	一宮第一学童保育クラブ	笛吹市一宮町末木798番地1
	一宮第二学童保育クラブ	笛吹市一宮町末木798番地1
	一宮第三学童保育クラブ	笛吹市一宮町末木798番地1
八代学童保育クラブ	八代第一学童保育クラブ	笛吹市八代町南545番地1
	八代第二学童保育クラブ	笛吹市八代町南544番地
	八代第三学童保育クラブ	笛吹市八代町岡780番地
境川学童保育クラブ	境川学童保育クラブ	笛吹市境川町小黒坂1652番地
春日居学童保育クラブ	春日居第一学童保育クラブ	笛吹市春日居町加茂97番地1
	春日居第二学童保育クラブ	笛吹市春日居町加茂97番地1
	春日居第三学童保育クラブ	笛吹市春日居町加茂97番地2
	春日居第四学童保育クラブ	笛吹市春日居町加茂97番地2
	春日居第五学童保育クラブ	笛吹市春日居町加茂97番地2
芦川学童保育クラブ	芦川学童保育クラブ	笛吹市芦川町中芦川835番地

	御坂第四学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合372番地12
	御坂第五学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合372番地12
	御坂第六学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合372番地12
	一宮第一学童保育クラブ	笛吹市一宮町末木798番地1
	一宮第二学童保育クラブ	笛吹市一宮町末木798番地1
	一宮第三学童保育クラブ	笛吹市一宮町末木798番地1
	八代第一学童保育クラブ	笛吹市八代町南545番地1
	八代第二学童保育クラブ	笛吹市八代町南544番地
	八代第三学童保育クラブ	笛吹市八代町岡780番地
	境川学童保育クラブ	笛吹市境川町小黒坂1652番地
	かすがい第一学童保育クラブ	笛吹市春日居町加茂97番地1
	かすがい第二学童保育クラブ	笛吹市春日居町加茂97番地1
	かすがい第三学童保育クラブ	笛吹市春日居町加茂97番地2
	かすがい第四学童保育クラブ	笛吹市春日居町加茂97番地2
	かすがい第五学童保育クラブ	笛吹市春日居町加茂97番地2
	芦川学童保育クラブ	笛吹市芦川町中芦川835番地

議案第 9 号

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成 27 年笛吹市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

(子育て世帯支援のための特例)

- 3 3 歳未満児である教育・保育給付認定子どもが、本市の住民基本台帳に記録され、市内に居住し、かつ、本市で教育・保育給付認定を受けている場合の利用者負担額等は、第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、0 円とする。
- 4 前項の規定を適用するに当たり、DV の被害を受け本市に避難している者及び本市に居住する里親(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 4 に規定する者をいう。)に養育されている者は、本市の住民基本台帳に記録されているものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の利用者負担額及び保育費用について適用し、令和 7 年度以前の年度分の利用者負担額及び保育費用については、なお従前の例による。

提案理由

子育て支援の更なる充実を図るため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する 3 歳未満児の保護者の利用者負担額等(保育料)を無償化することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成27年笛吹市条例第16号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 教育・保育給付認定保護者の利用者負担額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る小学校就学前子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 法第19条第1号に該当する小学校就学前子ども 0円</p> <p>(2) 法第19条第2号及び第3号に該当する小学校就学前子ども 別表に定める額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(保育費用の額)</p> <p>第4条 前条の規定は、法附則第6条第4項の規定による保育費用の額について準用する。この場合において、前条及び別表中「利用者負担額」とあるのは「保育費用」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>(子育て世帯支援のための特例)</u></p> <p><u>3 3歳未満児である教育・保育給付認定子どもが、本市の住民基本台帳に記録され、市内に居住し、かつ、本市で教育・保育給付認定を受けている場合の利用者負担額等は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、0円とする。</u></p> <p><u>4 前項の規定を適用するに当たり、DVの被害を受け本市に避難している</u></p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 教育・保育給付認定保護者の利用者負担額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る小学校就学前子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 法第19条第1号に該当する小学校就学前子ども 0円</p> <p>(2) 法第19条第2号及び第3号に該当する小学校就学前子ども 別表に定める額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(保育費用の額)</p> <p>第4条 前条の規定は、法附則第6条第4項の規定による保育費用の額について準用する。この場合において、前条及び別表中「利用者負担額」とあるのは「保育費用」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

者及び本市に居住する里親(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する者をいう。)に養育されている者は、本市の住民基本台帳に記録されているものとみなす。

議案第 10 号

笛吹市社会体育施設条例の一部改正について

笛吹市社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市社会体育施設条例の一部を改正する条例

笛吹市社会体育施設条例(平成 16 年笛吹市条例第 191 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「笛吹市石和中央テニスコート及び夜間照明施設」を「笛吹市石和中央テニスコート」に、「笛吹市石和農村スポーツ広場及び夜間照明施設」を「笛吹市石和農村スポーツ広場」に、「笛吹市石和清流館(柔道場・剣道場・弓道近的場)弓道遠的場、相撲場」を「笛吹市石和清流館」に、「笛吹市御坂花鳥の里スポーツ広場及び夜間照明施設」を「笛吹市御坂花鳥の里スポーツ広場」に、「笛吹市御坂テニスコート及び夜間照明施設」を「笛吹市御坂テニスコート」に、「笛吹市いちのみや桃の里スポーツ公園及び夜間照明施設(グラウンド、体育館、柔道場・剣道場、トレーニングルーム)」を「笛吹市いちのみや桃の里スポーツ公園」に、「笛吹市一宮スポーツ広場(テニスコート、弓道場)及び夜間照明施設」を「笛吹市一宮スポーツ広場」に、「笛吹市若彦路ふれあいスポーツ館(体育館、柔・剣道場、弓道場、トレーニングルーム)」を「笛吹市若彦路ふれあいスポーツ館」に、「笛吹市八代中央スポーツ広場及び夜間照明施設」を「笛吹市八代中央スポーツ広場」に、「笛吹市八代南部スポーツ広場及び夜間照明施設(グラウンド)」を「笛吹市八代南部スポーツ広場」に、「笛吹市境川スポーツセンター及び夜間照明施設(グラウンド、体育館、テニスコート)」を「笛吹市境川スポーツセンター」に、「笛吹市春日居スポーツ広場及び夜間照明施設(グラウンド、テニスコート)」を「笛吹市春日居スポーツ広場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

笛吹市社会体育施設の名称を見直すことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市社会体育施設条例(平成16年笛吹市条例第191号)新旧対照表

改正案		現行	
(名称及び位置) 第2条 社会体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 社会体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
笛吹市石和中央テニスコート_____	笛吹市石和町広瀬588番地	笛吹市石和中央テニスコート 及び夜間照明施設	笛吹市石和町広瀬588番地
笛吹市石和農村スポーツ広場_____	笛吹市石和町広瀬666番地の1	笛吹市石和農村スポーツ広場 及び夜間照明施設	笛吹市石和町広瀬666番地の1
笛吹市石和清流館_____	笛吹市石和町小石和700番地	笛吹市石和清流館 (柔道場・剣道場・弓道近的場)弓道遠的場、相撲場	笛吹市石和町小石和700番地
笛吹市御坂花鳥の里スポーツ広場_____	笛吹市御坂町大野寺250番地	笛吹市御坂花鳥の里スポーツ広場 及び夜間照明施設	笛吹市御坂町大野寺250番地
笛吹市御坂体育館	笛吹市御坂町尾山5番地	笛吹市御坂体育館	笛吹市御坂町尾山5番地
笛吹市御坂テニスコート_____	笛吹市御坂町尾山5番地	笛吹市御坂テニスコート 及び夜間照明施設	笛吹市御坂町尾山5番地
笛吹市御坂テニス&キッズ広場	笛吹市御坂町尾山32番地の1	笛吹市御坂テニス&キッズ広場	笛吹市御坂町尾山32番地の1
笛吹市御坂成田弓道場	笛吹市御坂町成田397番地	笛吹市御坂成田弓道場	笛吹市御坂町成田397番地
笛吹市いちのみや桃の里スポーツ公園_____	笛吹市一宮町末木1001番地	笛吹市いちのみや桃の里スポーツ公園 及び夜間照明施設(グラウンド、体育館、柔道場・剣道場、トレーニング)	笛吹市一宮町末木1001番地

		<u>グループ)</u>	
笛吹市一宮スポーツ広場	笛吹市一宮町東原335番地の2	笛吹市一宮スポーツ広場(テニスコ ート、弓道場)及び夜間照明施設	笛吹市一宮町東原335番地の2
笛吹市若彦路ふれあいスポーツ館	笛吹市八代町南457番地	笛吹市若彦路ふれあいスポーツ館 (体育館、柔・剣道場、弓道場、トレ ーニングルーム)	笛吹市八代町南457番地
笛吹市八代中央スポーツ広場	笛吹市八代町南527番地	笛吹市八代中央スポーツ広場及び夜 間照明施設	笛吹市八代町南527番地
笛吹市八代南部スポーツ広場	笛吹市八代町米倉36番地	笛吹市八代南部スポーツ広場及び夜 間照明施設(グラウンド)	笛吹市八代町米倉36番地
笛吹市八代中央水泳プール	笛吹市八代町南497番地	笛吹市八代中央水泳プール	笛吹市八代町南497番地
笛吹市境川スポーツセンター	笛吹市境川町三柵7番地	笛吹市境川スポーツセンター及び夜 間照明施設(グラウンド、体育館、テ ニスコート)	笛吹市境川町三柵7番地
笛吹市境川弓道場	笛吹市境川町石橋2445番地	笛吹市境川弓道場	笛吹市境川町石橋2445番地
笛吹市春日居スポーツ広場	笛吹市春日居町鎮目1323番地	笛吹市春日居スポーツ広場及び夜間 照明施設(グラウンド、テニスコ ート)	笛吹市春日居町鎮目1323番地
笛吹市春日居弓道場～笛吹市多目的 広場 (略)	(略)	笛吹市春日居弓道場～笛吹市多目的 広場 (略)	(略)

議案第 11 号

笛吹市火災予防条例の一部改正について

笛吹市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市火災予防条例の一部を改正する条例

笛吹市火災予防条例(平成 18 年笛吹市条例第 106 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)」を「一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)」に改め、同項第 2 号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 7 条の 3 とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(簡易サウナ設備)

第 7 条の 2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条(第 1 項第 1 号、第 10 号から第 14 号まで、第 17 号から第 18 号の 3 まで、第 2 項第 6 号及び第 3 項並びに第 4 項を除く。)及び第 5 条第 1 項の規定を準用する。

第 29 条の 7 第 1 項第 1 号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第 44 条中第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

第 44 条第 7 号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。

提案理由

国の定める基準省令等の一部が改正されたことに伴い、規制対象となるサウナ設備の区分の整理等を行うため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市火災予防条例(平成18年笛吹市条例第106号)新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。) 又はパレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。) に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下の ものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。) の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5</u></p>	<p>[新設]</p>

条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) **一般サウナ設備**の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、**一般サウナ設備**の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 笛吹市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、**感震ブレーカー**その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれの

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)

_____の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) **サウナ設備**の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、**サウナ設備**の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 笛吹市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器_____その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれの

ある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

(7) **一般サウナ設備**(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) (略)

ある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

[新設]

(7) **サウナ設備**(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) (略)

議案第 12 号

令和 7 年度笛吹市一般会計補正予算(第 8 号)について

令和 7 年度笛吹市一般会計の補正予算(第 8 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 665,539 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54,391,716 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	市税	9,642,552	△71,391	9,571,161
	2 固定資産税	4,348,913	△71,391	4,277,522
11	地方交付税	8,579,493	457,871	9,037,364
	1 地方交付税	8,579,493	457,871	9,037,364
15	国庫支出金	7,603,089	142,021	7,745,110
	1 国庫負担金	4,796,349	169,515	4,965,864
	2 国庫補助金	2,782,335	△27,494	2,754,841
16	県支出金	2,788,449	118,912	2,907,361
	1 県負担金	1,576,144	51,305	1,627,449
	2 県補助金	938,214	69,107	1,007,321
	3 県委託金	274,091	△1,500	272,591
18	寄附金	4,935,750	4,283	4,940,033
	1 寄附金	4,935,750	4,283	4,940,033
19	繰入金	8,592,291	△206,776	8,385,515
	2 基金繰入金	8,524,400	△206,776	8,317,624
21	諸収入	288,578	319	288,897
	4 雑入	241,889	319	242,208
22	市債	6,229,380	220,300	6,449,680
	1 市債	6,229,380	220,300	6,449,680
	歳 入 合 計	53,726,177	665,539	54,391,716

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	9,654,657	21,834	9,676,491
	2 徴税費	428,961	17,742	446,703
	3 戸籍住民基本台帳費	223,366	4,092	227,458
3	民生費	16,918,071	339,058	17,257,129
	1 社会福祉費	7,361,356	22,341	7,383,697
	2 児童福祉費	7,742,232	259,206	8,001,438
	3 生活保護費	1,814,483	57,511	1,871,994
4	衛生費	1,980,750	△2,643	1,978,107
	1 保健衛生費	922,889	1,357	924,246
	2 環境衛生費	448,574	△4,000	444,574
6	農林水産業費	1,078,619	211,511	1,290,130
	1 農業費	1,023,605	211,511	1,235,116
8	土木費	3,007,439	△4,681	3,002,758
	1 土木管理費	208,601	319	208,920
	2 道路橋梁費	1,033,916	0	1,033,916
	4 都市計画費	1,621,896	△5,000	1,616,896
9	消防費	2,096,206	2,280	2,098,486
	1 消防費	2,096,206	2,280	2,098,486
10	教育費	5,602,904	26,870	5,629,774
	2 小学校費	480,709	26,541	507,250
	3 中学校費	1,403,140	32,811	1,435,951
	4 社会教育費	1,577,773	0	1,577,773
	5 保健体育費	475,728	△32,482	443,246
13	諸支出金	6,400,979	71,310	6,472,289
	2 基金費	6,400,979	71,310	6,472,289
	歳 出 合 計	53,726,177	665,539	54,391,716

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
2	総務費	1 総務管理費	庁舎等施設整備事業	4,840
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務	1,166
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	証明発行事務	1,078
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務	1,848
3	民生費	1 社会福祉費	春日居福祉会館改修事業	31,190
3	民生費	3 生活保護費	最高裁判決に伴う保護費等追加支給事業	57,511
6	農林水産業費	1 農業費	畜産・酪農収益力強化事業	61,369
6	農林水産業費	1 農業費	県営畑地帯総合整備事業費	208,050
6	農林水産業費	1 農業費	中山間地域総合整備事業費	18,000
8	土木費	2 道路橋梁費	石橋工業団地道路改良事業	17,468
8	土木費	2 道路橋梁費	橋梁長寿化事業	4,620
10	教育費	2 小学校費	小学校施設改修事業	26,541
10	教育費	3 中学校費	中学校施設改修事業	32,811

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
国営施設機能保全事業（笛吹川沿岸地区）負担金（追加分）	令和8年度 から 令和20年度	262
公の施設に係る指定管理者の指定について（はなぶさふれあい児童館、石和東小学童保育クラブ）（追加分）	令和8年度 から 令和11年度	30,350
公の施設に係る指定管理者の指定について（御坂児童センター、御坂学童保育クラブ）（追加分）	令和8年度 から 令和11年度	93,220
公の施設に係る指定管理者の指定について（八代児童センター、八代学童保育クラブ）（追加分）	令和8年度 から 令和10年度	29,724
公の施設に係る指定管理者の指定について（八田御朱印公園）（追加分）	令和8年度 から 令和9年度	3,612

2. 変更

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
公の施設に係る指定管理者の指定について（一宮児童館、一宮学童保育クラブ）	令和8年度	6,022	令和8年度	26,237
公の施設に係る指定管理者の指定について（境川児童館、境川学童保育クラブ）	令和8年度 から 令和12年度	78,043	令和8年度 から 令和12年度	80,473
公の施設に係る指定管理者の指定について（春日居児童センター、かすがい学童保育クラブ）	令和8年度 から 令和12年度	249,420	令和8年度 から 令和12年度	251,850
公の施設に係る指定管理者の指定について（石和第二保育所）（追加分）	令和8年度 から 令和11年度	33,548	令和8年度 から 令和11年度	61,140
公の施設に係る指定管理者の指定について（石和第四保育所）（追加分）	令和8年度 から 令和9年度	172,539	令和8年度 から 令和9年度	220,211

第4表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
一般事業債	1,530,700	証書 又は 証券 発行	年5.0% 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利 率見直し を行った 後におい ては、当 該利率見 直し後の 利率とす る。)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものとする。 ただし、財政 その他の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、若しくは 繰上償還又は低 利に借換えをす ることができる。	1,590,500	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
社会福祉施設 整備事業債	449,600				457,600			
公共事業等債	167,400				131,400			
地方道路等整備 事業債	273,500				345,500			
一般補助施設 整備等事業債	15,500				14,200			
補正予算債	0				117,800			

議案第 13 号

令和 7 年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)について

令和 7 年度笛吹市国民健康保険特別会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,366 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,635,092 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	1	5,346	5,347
	1 国庫補助金	1	5,346	5,347
4	県支出金	5,092,457	△6,673	5,085,784
	1 県補助金	5,092,457	△6,673	5,085,784
6	繰入金	651,732	△2,039	649,693
	1 他会計繰入金	589,248	9,248	598,496
	2 基金繰入金	62,484	△11,287	51,197
	歳 入 合 計	7,638,458	△3,366	7,635,092

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	157,313	△4,114	153,199
	2 徴税費	14,821	△4,114	10,707
3	国民健康保険事業費納付金	2,395,310	0	2,395,310
	1 医療給付費分	1,613,097	0	1,613,097
	2 後期高齢者支援金等分	572,367	0	572,367
	3 介護納付金分	209,846	0	209,846
6	保健事業費	87,496	748	88,244
	2 保健事業費	37,441	748	38,189
	歳 出 合 計	7,638,458	△3,366	7,635,092

議案第 14 号

令和 7 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)につ
いて

令和 7 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計の補正予算(第 4 号)は、次に定め
るところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 96,441 千円を追加し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,362,985 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	1,081,061	96,441	1,177,502
	1 後期高齢者医療保険料	1,081,061	96,441	1,177,502
3	繰入金	1,166,744	△1,760	1,164,984
	1 一般会計繰入金	1,166,744	△1,760	1,164,984
6	国庫支出金	0	1,760	1,760
	1 国庫補助金	0	1,760	1,760
	歳 入 合 計	2,266,544	96,441	2,362,985

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	26,707	0	26,707
	2 徴収費	6,199	0	6,199
2	後期高齢者医療広域連合納付金	2,221,259	96,441	2,317,700
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,221,259	96,441	2,317,700
	歳 出 合 計	2,266,544	96,441	2,362,985

議案第 15 号

令和 7 年度笛吹市水道事業会計補正予算(第 4 号)について

令和 7 年度笛吹市水道事業会計の補正予算(第 4 号)は、別冊に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第 24 条の規定により、議会に提出する必要がある。

議案第15号 別冊

令和 7 年度

笛 吹 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算

(第 4 号)

令和7年度 笛吹市水道事業会計補正予算（第4号）

第 1 条 令和7年度笛吹市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和7年度笛吹市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	水 道 事 業 収 益	1,724,729 千円	△ 4,000 千円	1,720,729 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	404,628 千円	△ 4,000 千円	400,628 千円
支 出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	水 道 事 業 費 用	1,724,729 千円	△ 4,000 千円	1,720,729 千円
第 1 項	営 業 費 用	1,588,760 千円	△ 12,419 千円	1,576,341 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	130,578 千円	8,419 千円	138,997 千円

第 3 条 予算第4条本文中括弧中、「不足する額575,507千円」を「不足する額575,742千円」に改め、不足する額は損益勘定留保資金等で補てんし、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	資 本 的 支 出	1,190,906 千円	235 千円	1,191,141 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	746,469 千円	235 千円	746,704 千円

第 4 条 予算第9条に定めた、一般会計からの補助金の金額を次のように改める。

(既決予定額)

275,563 千円

(補正予定額)

△ 4,000 千円

(計)

271,563 千円

令和7年度 補正予算実施計画
収益的收入及び支出

収 入

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	水道事業収益		1,724,729	△ 4,000	1,720,729	
	2	営業外収益	404,628	△ 4,000	400,628	
		2 他会計補助金	275,563	△ 4,000	271,563	

支 出

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	水道事業費用		1,724,729	△ 4,000	1,720,729	
	1	営業費用	1,588,760	△ 12,419	1,576,341	
		1 原水及び浄水費	659,734	5,574	665,308	
		4 総係費	255,518	△ 3,693	251,825	
		5 減価償却費	575,182	△ 14,300	560,882	
	2	営業外費用	130,578	8,419	138,997	
		3 消費税及び地方消費税	13,765	8,419	22,184	

令和7年度 補正予算実施計画
資本的收入及び支出

支 出

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資本的支出		1,190,906	235	1,191,141	
	1	建設改良費	746,469	235	746,704	
		1 水道建設費	744,330	235	744,565	

令和7年度 補正予算内訳書
収益の収入及び支出

収 入

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 水道事業収益		1,724,729	△ 4,000	1,720,729			
	2 営業外収益	404,628	△ 4,000	400,628			
	2 他会計補助金	275,563	△ 4,000	271,563	他会計補助金	△ 4,000	

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 水道事業費用		1,724,729	△ 4,000	1,720,729			
	1 営業費用	1,588,760	△ 12,419	1,576,341			
	1 原水及び浄水費	659,734	5,574	665,308	動力費	5,574	
	4 総係費	255,518	△ 3,693	251,825	手当	232	
					委託料	△ 3,925	
	5 減価償却費	575,182	△ 14,300	560,882	有形固定資産 減価償却費	△ 14,300	
	2 営業外費用	130,578	8,419	138,997			
	3 消費税及び地方消費税	13,765	8,419	22,184	消費税及び 地方消費税	8,419	

令和7年度 補正予算内訳書
資本的收入及び支出

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 資本的支出		1,190,906	235	1,191,141			
1 建設改良費		746,469	235	746,704			
1 水道建設費		744,330	235	744,565	手当	235	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
		(千円)			
給 料	0	人事院勧告に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	467	人事院勧告に伴う増減分	0		
		その他の増減分	467		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行政職
令和8年2月1日現在	平均給料月額 (円)	350,377
	平均給与月額 (円)	390,779
	平均年齢 (歳)	43.8
令和7年12月1日現在	平均給料月額 (円)	350,377
	平均給与月額 (円)	390,779
	平均年齢 (歳)	43.7

イ 初任給

区分	行政職 (円)	一般会計の制度	
		行政職 (円)	
高 校 卒	188,000	188,000	
短 大 卒	201,000	201,000	
大 学 卒	220,000	220,000	

ウ 級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和8年2月1日現在	7	1	5.9%
	6	2	11.8%
	5	2	11.8%
	4	6	35.3%
	3	1	5.9%
	2	3	17.6%
	1	2	11.8%
	計	17	100.0%
令和7年12月1日現在	7	1	5.9%
	6	2	11.8%
	5	2	11.8%
	4	6	35.3%
	3	1	5.9%
	2	3	17.6%
	1	2	11.8%
	計	17	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行 政 職	部長	課長	課長補佐・主幹	副主幹	主査	主任	主事

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 後	2.325	2.325	4.65	有
補 正 前	2.325	2.325	4.65	有
一般会計の 制 度	2.325	2.325	4.65	有

オ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	

カ 地域手当

支給対象地域	なし
支給率 (%)	0
支給対象職員数 (人)	0
国の指定基準に基 づく支給率 (%)	0

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一般職	
給料総額に対する比率 (%)	0	0	
支給対象職員の比率 (%) (令和8年2月1日現在)	0	0	
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	なし
住 居 手 当	同	なし
通 勤 手 当	同	なし

議案第 16 号

令和7年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第2号)
について

令和7年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計の補正予算(第2号)は、別冊に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第24条の規定により、議会に提出する必要がある。

議案第16号 別冊

令和 7 年度

笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算

(第 2 号)

令和7年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第2号）

第 1 条 令和7年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和7年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	温 泉 事 業 収 益	67,742 千円	500 千円	68,242 千円
第 1 項	営 業 収 益	57,753 千円	500 千円	58,253 千円
支 出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	温 泉 事 業 費 用	67,742 千円	500 千円	68,242 千円
第 1 項	営 業 費 用	63,207 千円	341 千円	63,548 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	2,656 千円	159 千円	2,815 千円

令和7年度 補正予算実施計画
収益的収入及び支出

収 入

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	温泉事業収益		67,742	500	68,242		
	1	営業収益	57,753	500	58,253		
		2	その他営業収益	587	500	1,087	

支 出

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	温泉事業費用		67,742	500	68,242		
	1	営業費用	63,207	341	63,548		
		1	温泉管理費	34,591	341	34,932	
	2	営業外費用	2,656	159	2,815		
		1	消費税及び 地方消費税	159	159	2,815	

令和7年度 補正予算内訳書
収益的收入及び支出

収 入

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1	温泉事業収益	67,742	500	68,242			
	1 営業収益	57,753	500	58,253			
	2 その他営業収益	587	500	1,087	手数料	500	

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1	温泉事業費用	67,742	500	68,242			
	1 営業費用	63,207	341	63,548			
	1 温泉管理費	34,591	341	34,932	動力費	341	
	2 営業外費用	2,656	159	2,815			
	1 消費税及び 地方消費税	2,656	159	2,815	支払消費税	159	

議案第 17 号

令和 7 年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第 4 号)について

令和 7 年度笛吹市公共下水道事業会計の補正予算(第 4 号)は、別冊に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第 24 条の規定により、議会に提出する必要がある。

議案第17号 別冊

令和 7 年度

笛吹市公共下水道事業会計補正予算

(第 4 号)

令和7年度 笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第4号）

第 1 条 令和7年度笛吹市公共下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和7年度笛吹市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	下 水 道 事 業 収 益	2,033,096 千円	△ 5,000 千円	2,028,096 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	1,314,726 千円	△ 5,000 千円	1,309,726 千円
支 出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	下 水 道 事 業 費 用	2,033,096 千円	△ 5,000 千円	2,028,096 千円
第 1 項	営 業 費 用	1,855,530 千円	△ 5,000 千円	1,850,530 千円

第 3 条 予算第10条に定めた、一般会計からの補助金の金額を次のように改める。

(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
880,745 千円	△ 5,000 千円	875,745 千円

令和7年度 補正予算実施計画
収益的收入及び支出

収 入

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	下水道事業収益		2,033,096	△ 5,000	2,028,096	
	2	営業外収益	1,314,726	△ 5,000	1,309,726	
		2 他会計補助金	880,745	△ 5,000	875,745	

支 出

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	下水道事業費用		2,033,096	△ 5,000	2,028,096	
	1	営業費用	1,855,530	△ 5,000	1,850,530	
		1 管渠費	143,328	△ 5,000	138,328	
		4 減価償却費	1,067,767	△ 3,684	1,064,083	
		6 資産減耗費	0	3,684	3,684	

令和7年度 補正予算内訳書
収益的收入及び支出

収 入

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1	下水道事業収益	2,033,096	△ 5,000	2,028,096			
	2 営業外収益	1,314,726	△ 5,000	1,309,726			
	2 他会計補助金	880,745	△ 5,000	875,745	一般会計補助金	△ 5,000	

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1	下水道事業費用	2,033,096	△ 5,000	2,028,096			
	1 営業費用	1,855,530	△ 5,000	1,850,530			
	1 管渠費	143,328	△ 5,000	138,328	委託料	△ 5,000	
	4 減価償却費	1,067,767	△ 3,684	1,064,083	有形固定資産 減価償却費	△ 3,684	
	6 資産減耗費	0	3,684	3,684	固定資産 除却費	3,684	

議案第 18 号

令和 8 年度笛吹市一般会計予算について

令和 8 年度笛吹市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 48,159,288 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる事項及び金額は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当、共済費及び旅費に係る予算額

に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流
用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 市税		10,195,973
	1 市民税	4,598,195
	2 固定資産税	4,509,197
	3 軽自動車税	323,627
	4 たばこ税	658,674
	5 入湯税	106,279
	6 都市計画税	1
2 地方譲与税		280,900
	1 地方揮発油譲与税	52,400
	2 自動車重量譲与税	209,400
	4 森林環境譲与税	19,100
3 利子割交付金		31,600
	1 利子割交付金	31,600
4 配当割交付金		78,300
	1 配当割交付金	78,300
5 株式等譲渡所得割交付金		106,800
	1 株式等譲渡所得割交付金	106,800
6 法人事業税交付金		167,100
	1 法人事業税交付金	167,100
7 地方消費税交付金		2,083,600
	1 地方消費税交付金	2,083,600
8 ゴルフ場利用税交付金		37,400
	1 ゴルフ場利用税交付金	37,400
9 環境性能割交付金		41,900
	1 環境性能割交付金	41,900
10 地方特例交付金		62,900

款	項	金額
		千円
	1 地方特例交付金	62,900
11 地方交付税		8,284,400
	1 地方交付税	8,284,400
12 交通安全対策特別交付金		6,899
	1 交通安全対策特別交付金	6,899
13 分担金及び負担金		65,994
	1 分担金	1,460
	2 負担金	64,534
14 使用料及び手数料		205,749
	1 使用料	112,854
	2 手数料	92,895
15 国庫支出金		5,788,451
	1 国庫負担金	4,894,657
	2 国庫補助金	875,132
	3 国庫委託金	18,662
16 県支出金		2,659,200
	1 県負担金	1,615,482
	2 県補助金	791,292
	3 県委託金	252,426
17 財産収入		129,248
	1 財産運用収入	129,245
	2 財産売払収入	3
18 寄附金		4,935,060
	1 寄附金	4,935,060
19 繰入金		7,634,442
	2 基金繰入金	7,634,442

款	項	金 額
20 繰越金		千円 400,000
	1 繰越金	400,000
21 諸収入		249,536
	1 延滞金加算金及び過料	25,000
	2 市預金利子	8,311
	3 受託事業収入	22,358
	4 雑入	193,867
22 市債		4,713,836
	1 市債	4,713,836
歳 入 合 計		48,159,288

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	議会費	232,582
	1 議会費	232,582
2	総務費	8,160,682
	1 総務管理費	7,345,195
	2 徴税費	486,032
	3 戸籍住民基本台帳費	196,231
	4 選挙費	125,074
	5 統計調査費	6,732
	6 監査委員費	1,418
3	民生費	15,863,187
	1 社会福祉費	6,697,650
	2 児童福祉費	7,371,339
	3 生活保護費	1,794,198
4	衛生費	1,929,771
	1 保健衛生費	971,431
	2 環境衛生費	329,200
	3 清掃費	514,873
	4 環境対策費	114,267
5	労働費	12,984
	1 労働諸費	12,984
6	農林水産業費	954,016
	1 農業費	884,932
	2 林業費	69,084
7	商工費	538,371
	1 商工費	538,371
8	土木費	2,836,080

款	項	金 額
		千円
	1 土木管理費	211,481
	2 道路橋梁費	1,093,867
	3 河川費	84,525
	4 都市計画費	1,415,561
	5 住宅費	30,646
9	消防費	2,136,060
	1 消防費	2,136,060
10	教育費	4,791,088
	1 教育総務費	948,487
	2 小学校費	515,978
	3 中学校費	660,295
	4 社会教育費	926,684
	5 保健体育費	761,091
	6 学校給食費	978,553
12	公債費	5,705,305
	1 公債費	5,705,305
13	諸支出金	4,969,162
	2 基金費	4,969,162
14	予備費	30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		48,159,288

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2	総務費 4 選挙費	山梨県議会議員選挙事務	56,972
3	民生費 2 児童福祉費	かすがい西保育所改築事業	104,353
9	消防費 1 消防費	消防車両等整備事業	181,687
9	消防費 1 消防費	消防備品整備事業	100,768

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
芦川グリーンロッジ改修事業	令和8年度 から 令和9年度	239,402
農業施設関連地域要望事業における地区要望工事	令和8年度 から 令和9年度	8,000
水路関連地域要望事業における地区要望工事	令和8年度 から 令和9年度	4,000
道路関連地域要望事業における地区要望工事	令和8年度 から 令和9年度	6,000
八幡橋耐震補強工事（第2期）	令和9年度	21,000
議会議事録作成業務委託	令和9年度	1,628
議会だより印刷データ作成業務委託	令和9年度	801
スポーツツーリズム拠点施設（石和清流館）整備事業	令和9年度	745,326
一宮学校給食センター給食調理等業務委託	令和8年度 から 令和11年度	255,573
史跡甲斐国分寺跡整備基本設計策定支援業務	令和9年度	17,966
シティプロモーション用VR及び映像制作業務委託	令和9年度	11,858

第4表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般事業債	1,169,700	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とする。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
社会福祉施設整備事業債	581,700			
過疎対策事業債	171,900			
過疎対策事業債 (ソフト分)	35,000			
公共事業等債	141,800			
地方道路等整備事業債	320,500			
緊急防災・減災事業債	307,800			
防災対策事業債	33,700			
学校教育施設等整備事業債	178,000			
施設整備事業債	294,100			
一般補助施設整備等事業債	208,700			
緊急自然災害 防止対策事業債	12,800			
公共施設等適正管理 推進事業債	38,000			
借換債	1,220,136			
合計	4,713,836			

議案第 19 号

令和 8 年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について

令和 8 年度笛吹市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,916,650 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	国民健康保険税	1,855,191
	1 国民健康保険税	1,855,191
2	使用料及び手数料	1,000
	1 手数料	1,000
3	国庫支出金	3,256
	1 国庫補助金	3,256
4	県支出金	5,393,922
	1 県補助金	5,393,922
5	財産収入	5,046
	1 財産運用収入	5,046
6	繰入金	631,034
	1 他会計繰入金	575,825
	2 基金繰入金	55,209
7	繰越金	1
	1 繰越金	1
8	諸収入	27,200
	1 延滞金、加算金及び過料	20,002
	2 雑入	7,198
	歳 入 合 計	7,916,650

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	157,199
	1 総務管理費	147,664
	2 徴税費	9,259
	3 運営協議会費	276
2	保険給付費	5,247,710
	1 療養諸費	4,554,835
	2 高額療養費	668,517
	3 移送費	50
	4 出産育児諸費	19,008
	5 葬祭諸費	5,300
3	国民健康保険事業費納付金	2,391,548
	1 医療給付費分	1,548,399
	2 後期高齢者支援金等分	571,002
	3 介護納付金分	215,804
	4 子ども・子育て支援納付金分	56,343
6	保健事業費	96,025
	1 特定健康診査等事業費	53,255
	2 保健事業費	42,770
7	基金積立金	5,047
	1 基金積立金	5,047
9	諸支出金	9,121
	1 償還金及び還付加算金	9,120
	2 延滞金	1
10	予備費	10,000
	1 予備費	10,000
	歳 出 合 計	7,916,650

議案第 20 号

令和 8 年度笛吹市介護保険特別会計予算について

令和 8 年度笛吹市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,435,282 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	保険料	1,520,504
	1 保険料	1,520,504
2	使用料及び手数料	200
	1 手数料	200
3	国庫支出金	1,734,046
	1 国庫負担金	1,273,347
	2 国庫補助金	460,699
4	支払基金交付金	1,894,351
	1 支払基金交付金	1,894,351
5	県支出金	1,001,051
	1 県負担金	943,612
	2 県補助金	57,439
6	財産収入	2,157
	1 財産運用収入	2,157
7	繰入金	1,282,691
	1 一般会計繰入金	1,172,691
	2 基金繰入金	110,000
8	繰越金	1
	1 繰越金	1
9	諸収入	281
	1 雑入	277
	3 受託事業収入	4
	歳 入 合 計	7,435,282

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 198,135
	1 総務管理費	118,793
	2 徴収費	7,928
	3 介護認定審査会費	63,735
	4 計画策定費	7,546
	5 地域密着型介護サービス運営委員会費	133
2 保険給付費		6,821,433
	1 介護サービス費	6,255,215
	2 介護予防サービス費	95,080
	3 諸費	7,471
	4 高額サービス費	167,254
	5 特定入所者介護サービス費	277,413
	6 高額医療合算介護サービス等費	19,000
3 基金積立金		2,157
	1 基金積立金	2,157
4 地域支援事業費		366,715
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	194,255
	2 包括的支援事業費	149,121
	3 任意事業費	22,887
	4 その他諸費	452
6 諸支出金		3,000
	1 償還金及び還付加算金	3,000
7 予備費		43,842
	1 予備費	43,842
歳 出 合 計		7,435,282

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
地域包括支援センター（北部）業務委託	令和8年度 から 令和11年度	165,861
地域包括支援センター（東部）業務委託	令和8年度 から 令和11年度	96,498
地域包括支援センター（南部）業務委託	令和8年度 から 令和11年度	71,286

議案第 21 号

令和 8 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について

令和 8 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,365,368 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	1,184,438
	1 後期高齢者医療保険料	1,184,438
2	使用料及び手数料	192
	1 手数料	192
3	繰入金	1,179,575
	1 一般会計繰入金	1,179,575
4	繰越金	500
	1 繰越金	500
5	諸収入	663
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	662
	歳 入 合 計	2,365,368

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	25,152
	1 総務管理費	20,524
	2 徴収費	4,628
2	後期高齢者医療広域連合納付金	2,339,054
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,339,054
3	諸支出金	662
	1 償還金及び還付加算金	662
4	予備費	500
	1 予備費	500
	歳 出 合 計	2,365,368

議案第 22 号

令和 8 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について

令和 8 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 91,573 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	分担金及び負担金	65,567
	1 負担金	65,567
2	使用料及び手数料	25,300
	1 使用料	25,300
3	繰越金	1
	1 繰越金	1
4	諸収入	705
	1 雑入	705
	歳 入 合 計	91,573

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 89,233
	1 総務管理費	89,233
2 予備費		2,340
	1 予備費	2,340
	歳 出 合 計	91,573

議案第 23 号

令和 8 年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について

令和 8 年度笛吹市森林経営管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,759 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 20,661
	1 他会計繰入金	19,100
	2 基金繰入金	1,561
4 財産収入		98
	1 財産運用収入	98
	歳入合計	20,759

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 事業費		20,661
	1 森林経営管理整備費	20,661
2 基金積立金		98
	1 基金積立金	98
歳 出 合 計		20,759

議案第 24 号

令和 8 年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
予算について

令和 8 年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23,624 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 51
	1 県補助金	51
2 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
3 繰越金		23,194
	1 繰越金	23,194
4 諸収入		378
	1 恩賜林県有財産収入	360
	2 預金利子	17
	3 雑入	1
	歳 入 合 計	23,624

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	7,954
	1 総務管理費	7,954
2	事業費	2,063
	1 造林費	2,063
3	予備費	13,607
	1 予備費	13,607
	歳 出 合 計	23,624

議案第 25 号

令和 8 年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について

令和 8 年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,091 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	県支出金	11
	1 県補助金	11
2	繰越金	1,988
	1 繰越金	1,988
3	諸収入	92
	1 恩賜林県有財産収入	92
	歳 入 合 計	2,091

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	225
	1 総務管理費	225
2	事業費	3
	1 造林費	3
3	予備費	1,863
	1 予備費	1,863
	歳 出 合 計	2,091

議案第 26 号

令和 8 年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について

令和 8 年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,384 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	分担金及び負担金	90
	1 負担金	90
2	県支出金	2
	1 県補助金	2
4	繰越金	8,218
	1 繰越金	8,218
5	諸収入	74
	1 恩賜林県有財産収入	60
	2 預金利子	14
	歳 入 合 計	8,384

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	409
	1 総務管理費	409
2	事業費	1,097
	1 造林費	1,097
3	予備費	6,878
	1 予備費	6,878
	歳 出 合 計	8,384

議案第 27 号

令和 8 年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
予算について

令和 8 年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 323 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	分担金及び負担金	30
	1 負担金	30
2	県支出金	1
	1 県補助金	1
4	繰越金	252
	1 繰越金	252
5	諸収入	40
	1 恩賜林県有財産収入	40
	歳 入 合 計	323

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	112
	1 総務管理費	112
2	事業費	20
	1 造林費	20
3	予備費	191
	1 予備費	191
	歳 出 合 計	323

議案第 28 号

令和 8 年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
予算について

令和 8 年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23,143 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
2	県支出金	156
	1 県補助金	156
4	繰越金	22,805
	1 繰越金	22,805
5	諸収入	182
	1 恩賜林県有財産収入	140
	2 預金利子	42
	歳 入 合 計	23,143

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	1,131
	1 総務管理費	1,131
2	事業費	1,244
	1 造林費	1,244
3	予備費	20,768
	1 予備費	20,768
	歳 出 合 計	23,143

議案第 29 号

令和 8 年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について

令和 8 年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,015 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 3
	1 県補助金	3
3 繰越金		1,936
	1 繰越金	1,936
4 諸収入		76
	1 恩賜林県有財産収入	74
	2 預金利子	2
	歳 入 合 計	2,015

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 340
	1 総務管理費	340
2 事業費		1,119
	1 造林費	1,119
3 予備費		556
	1 予備費	556
	歳 出 合 計	2,015

議案第 30 号

令和 8 年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
予算について

令和 8 年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,707 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 県支出金		千円 9
	1 県補助金	9
2 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
3 繰越金		3,324
	1 繰越金	3,324
4 諸収入		94
	1 恩賜林県有財産収入	92
	2 預金利子	2
6 分担金及び負担金		279
	1 負担金	279
	歳入合計	3,707

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	187
	1 総務管理費	187
2	事業費	317
	1 造林費	317
3	予備費	3,203
	1 予備費	3,203
	歳 出 合 計	3,707

議案第 31 号

令和 8 年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
予算について

令和 8 年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,897 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	分担金及び負担金	472
	1 負担金	472
2	県支出金	68
	1 県補助金	68
3	財産収入	1
	1 財産売払収入	1
4	繰越金	12,274
	1 繰越金	12,274
5	諸収入	82
	1 恩賜林県有財産収入	68
	2 預金利子	14
	歳 入 合 計	12,897

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	186
	1 総務管理費	186
2	事業費	1,027
	1 造林費	1,027
3	予備費	11,684
	1 予備費	11,684
	歳 出 合 計	12,897

議案第 32 号

令和 8 年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別
会計予算について

令和 8 年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 356 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出
予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
2 県支出金		千円 8
	1 県補助金	8
3 繰越金		258
	1 繰越金	258
4 諸収入		90
	1 恩賜林県有財産収入	90
	歳 入 合 計	356

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	117
	1 総務管理費	117
2	事業費	74
	1 造林費	74
3	予備費	165
	1 予備費	165
	歳 出 合 計	356

議案第 33 号

令和 8 年度笛吹市水道事業会計予算について

(総則)

第 1 条 令和 8 年度笛吹市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	29,800 戸
(2) 年間総給水量	7,330,000 m ³
(3) 1 日平均給水量	20,082 m ³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 水道事業収益	1,802,399 千円
第 1 項 営業収益	1,515,499 千円
第 2 項 営業外収益	286,900 千円

支 出

第 1 款 水道事業費用	1,802,399 千円
第 1 項 営業費用	1,624,924 千円
第 2 項 営業外費用	171,959 千円
第 3 項 特別損失	2,516 千円
第 4 項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 798,655 千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,518,039 千円
第1項 企業債	630,000 千円
第2項 出資金	51,448 千円
第3項 負担金	836,591 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,316,694 千円
第1項 建設改良費	1,897,024 千円
第2項 企業債償還金	419,670 千円

(企業債)

第5条 起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	630,000 千円	普通貸借又は 証書借入	5.0 % 以内	借入先の融資条件 による。ただし、企 業財政その他の都 合により繰上償還 又は低利に借り換 えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(債務負担行為)

第7条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水道料金徴収等業務委託	令和 8 年度 から 令和 13 年度	534, 592 千円
砂原配水場改築工事に伴う 施工管理業務委託	令和 9 年度	35, 821 千円
砂原配水場改築工事	令和 9 年度	1, 321, 305 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 164, 940 千円

(他会計からの補助金)

第 10 条 収益的収入額が収益的支出額に不足するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、155, 232 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 11 条 たな卸資産の購入限度額は、8, 031 千円と定める。

議案第 34 号

令和 8 年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計予算について

(総則)

第 1 条 令和 8 年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給湯戸数	133 戸
(2) 年間総給湯量	242,000 m ³
(3) 1 日平均給湯量	663 m ³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 温泉事業収益	71,592 千円
第 1 項 営業収益	62,986 千円
第 2 項 営業外収益	8,606 千円

支 出

第 1 款 温泉事業費用	71,592 千円
第 1 項 営業費用	67,002 千円
第 2 項 営業外費用	2,634 千円
第 3 項 特別損失	456 千円
第 4 項 予備費	1,500 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 11,714 千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

支 出

第1款 資本的支出	11,714 千円
第1項 建設改良費	11,714 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,160 千円

(他会計からの補助金)

第8条 収益的収入額が収益的支出額に不足するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,357 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、9,627 千円と定める。

議案第 35 号

令和 8 年度笛吹市公共下水道事業会計予算について

(総則)

第 1 条 令和 8 年度笛吹市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 管渠延長距離 | 1.0 km |
| (2) 管渠管理距離 | 405 km |
| (3) 年間接続件数 | 200 件 |
| (4) 年間汚水排水量 | 5,000,000 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益	2,035,033 千円
第 1 項 営業収益	816,227 千円
第 2 項 営業外収益	1,218,665 千円
第 3 項 特別利益	141 千円

支 出

第 1 款 下水道事業費用	2,035,033 千円
第 1 項 営業費用	1,863,356 千円
第 2 項 営業外費用	163,928 千円
第 3 項 特別損失	2,749 千円
第 4 項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 736,539 千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入

第1款 下水道事業資本的収入	1,277,618 千円
第1項 企業債	727,800 千円
第2項 出資金	284,628 千円
第3項 負担金	145,720 千円
第4項 補助金	119,470 千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	2,014,157 千円
第1項 建設改良費	1,069,947 千円
第2項 企業債償還金	943,910 千円
第3項 その他資本的支出	300 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	727,800 千円	証書借入又は 証券発行	5.0 % 以内	借入先の融資条件による。ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(債務負担行為)

第7条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
下水道マンホールポンプ制御盤 設置用地借地料(御坂1)	令和9年度 から 令和17年度	90千円
笛吹市管路施設ストックマネジ メント実施方針策定業務	令和9年度	103,702千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 72,063千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受け
る金額は、787,208千円である。

議案第 36 号

令和 8 年度笛吹市簡易水道事業会計予算について

(総則)

第 1 条 令和 8 年度笛吹市簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	283 戸
(2) 年間総給水量	57,200 m ³
(3) 1 日平均給水量	157 m ³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 簡易水道事業収益	32,674 千円
第 1 項 営業収益	3,635 千円
第 2 項 営業外収益	29,039 千円

支 出

第 1 款 簡易水道事業費用	32,674 千円
第 1 項 営業費用	32,097 千円
第 2 項 営業外費用	266 千円
第 3 項 特別損失	11 千円
第 4 項 予備費	300 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 1,158 千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	5,395 千円
第1項 企業債	4,200 千円
第2項 出資金	1,195 千円

支 出

第1款 資本的支出	6,553 千円
第1項 建設改良費	4,200 千円
第2項 企業債償還金	2,353 千円

(企業債)

第5条 起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	4,200 千円	普通貸借又は 証書借入	5.0 % 以内	借入先の融資条件 による。ただし、企 業財政その他の都 合により繰上償還 又は低利に借り換 えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,344 千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、19,049 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100 千円と定める。

議案第 37 号

令和 8 年度笛吹市農業集落排水事業会計予算について

(総則)

第 1 条 令和 8 年度笛吹市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 管渠延長距離	0 km
(2) 管渠管理距離	13 km
(3) 年間接続件数	0 件
(4) 年間汚水排水量	40,000 m ³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 農業集落排水事業収益	46,258 千円
第 1 項 営業収益	8,198 千円
第 2 項 営業外収益	38,060 千円

支 出

第 1 款 農業集落排水事業費用	46,258 千円
第 1 項 営業費用	43,882 千円
第 2 項 営業外費用	2,064 千円
第 3 項 特別損失	12 千円
第 4 項 予備費	300 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 1 千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入

第1款 農業集落排水事業資本的収入 23,856 千円

第1項 出資金 23,856 千円

支 出

第1款 農業集落排水事業資本的支出 23,857 千円

第1項 企業債償還金 23,857 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、5,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,058 千円

(他会計からの補助金)

第8条 農業集落排水事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、22,577 千円である。

議案第 38 号

不動産の無償譲渡について(今井区ごみ集積所)

次のとおり普通財産の譲渡をすることについて議会の議決を求める。

1 財産の表示

1 所在地	笛吹市石和町今井字参宮地 155 番 1
2 財産の種類	雑種地
3 面積	844 m ²
4 所有者	笛吹市
5 申請者	笛吹市石和町今井 174 番地 3 今井区

1 所在地	笛吹市石和町今井字参宮地 154 番 2
2 財産の種類	雑種地
3 面積	390 m ²
4 所有者	笛吹市
5 申請者	笛吹市石和町今井 174 番地 3 今井区

2 譲渡金額 無償

3 契約の方法 認定地縁団体との随意契約

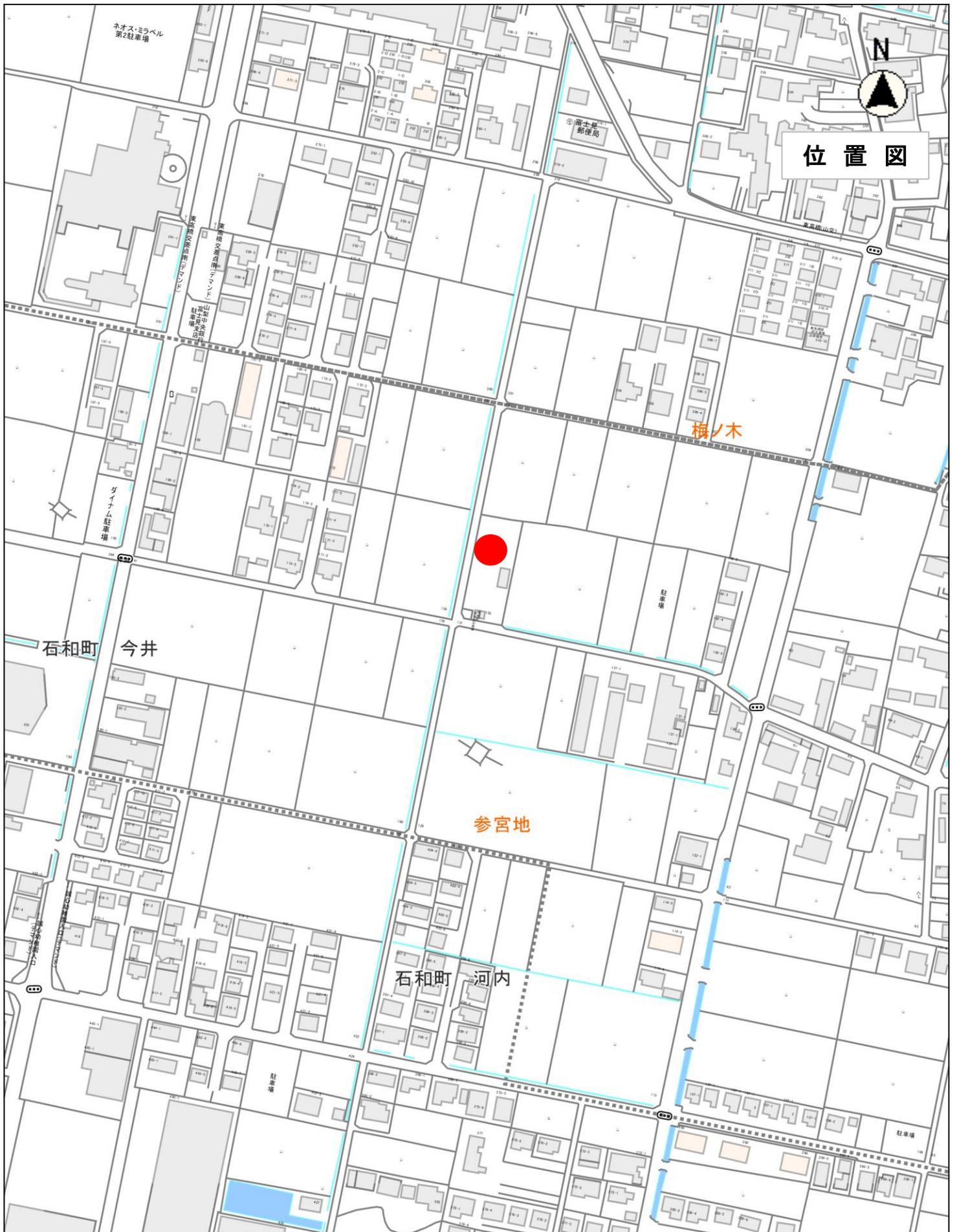
4 契約の相手方 笛吹市石和町今井 174 番地 3
今井区
代表者 古屋健造

5 譲渡の条件 区内におけるごみ集積所としての機能確保及び災害ごみの仮置き場として利用すること

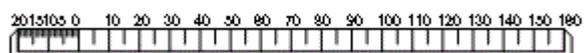
6 譲渡する日 令和 8 年 4 月 1 日

提案理由

笛吹市公有財産管理規則第 15 条に基づき普通財産の譲渡申請があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号及び第 237 条第 2 項の規定により、本案を提出するものである。



縮尺 1 : 2500



議案第 39 号

笛吹市過疎地域持続的発展計画の策定について

笛吹市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

提案理由

過疎地域の持続的発展に必要な事業を実施するための笛吹市過疎地域持続的発展計画の策定に関し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、本案を提出するものである。

令和 8 年
笛吹市議会第 1 回定例会
議案第 39 号 別冊

笛吹市過疎地域持続的発展計画

自 令和 8 年 4 月
至 令和 13 年 3 月



— 山梨県笛吹市 —

〈目 次〉

	頁
1 基本的な事項	
(1) 芦川町区域の概況	1
(2) 笛吹市の総人口の推移・芦川町区域の人口及び産業の推移と動向	2
(3) 芦川町区域の行財政の状況	4
(4) 計画期間	7
(5) 芦川町区域の持続的発展の基本方針	7
(6) 芦川町区域の持続的発展のための基本目標	9
(7) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10
(9) SDG s（持続的開発目標）との関係	10
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 芦川町区域の現況と課題	11
(2) その対策	12
(3) 事業計画	12
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	13
3 産業の振興	
(1) 芦川町区域の現況と課題	13
(2) その対策	13
(3) 事業計画	14
(4) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	18
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	18
4 地域における情報化	
(1) 芦川町区域の現況と課題	18
(2) その対策	19
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	19
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 芦川町区域の現況と課題	19
(2) その対策	19
(3) 事業計画	20
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	21
6 生活環境の整備	
(1) 芦川町区域の現況と課題	21
(2) その対策	22
(3) 事業計画	23
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	23

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	芦川町区域の現況と課題	23
(2)	その対策	24
(3)	事業計画	25
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	27
8	医療の確保	
(1)	芦川町区域の現況と課題	27
(2)	その対策	27
(3)	事業計画	27
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	28
9	教育の振興	
(1)	芦川町区域の現況と課題	28
(2)	その対策	28
(3)	事業計画	29
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	30
10	集落の整備	
(1)	芦川町区域の現況と課題	30
(2)	その対策	30
(3)	公共施設等総合管理計画等との整合	30
11	地域文化の振興等	
(1)	芦川町区域の現況と課題	31
(2)	その対策	31
(3)	公共施設等総合管理計画等との整合	31
12	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	芦川町区域の現況と課題	31
(2)	その対策	31
(3)	公共施設等総合管理計画等との整合	31
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1)	芦川町区域の現況と課題	32
(2)	その対策	32
(3)	事業計画	32
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	32
■	事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	33

笛吹市過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 芦川町区域の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

当区域は、甲府盆地と富士山麓の中間、御坂山地のほぼ中央に位置し、黒岳（標高 1,792m）に源を発する芦川の上流にあって、東西約 11 km、南北約 4 km、総面積 37.15 k m²の農山村区域で、西は甲府市上九一色地区に、南は富士河口湖町に接している。総面積の 92%は森林（山林・原野）で占められ、上芦川、新井原、中芦川、鶯宿の 4 つの集落が芦川溪谷に沿って点在している。

気候は山間地特有で、冬の寒気は厳しく、11 月から翌年 3 月までは各月とも最低気温は氷点下を記録する。また、急峻な地形であるため、集中豪雨による土砂災害に見舞われることも度々ある。

歴史は古く、縄文時代から中世にかけての遺跡をはじめ、鎌倉幕府の歴史書「吾妻鏡」に登場する古道・若彦路、寺社や信仰にまつわる石造物、養蚕の名残を残す兜造りの古民家群や傾斜地を有効活用するために先人たちが築いた石垣等が残されている。また、明治 22 年市制町村制の施行以来、上芦川村、中芦川村、鶯宿村と各々一村で存続してきたが、昭和 16 年 8 月 1 日に合併して芦川村となり、その後、平成 18 年 8 月 1 日に笛吹市に編入合併し笛吹市芦川町となった。

交通は、本市の医療機関や事業所などが多く集まる中心市街地までおよそ 20 km の位置にあり、県道笛吹市川三郷線を利用して 25 km ほどの位置にある県都甲府市も交流圏となっている。また、平成 22 年 3 月に住民の念願であった県道富士河口湖芦川線（若彦トンネル）が開通したことで、交流圏が富士北麓圏域にも広がっている。

地域経済の状況は、地域の基幹産業である農業が、葉物野菜（ほうれん草等）の生産を中心に営まれているが、平成 27 年の農林業センサスで、75 戸であった農家数は、令和 2 年に 41 戸へと減少している。また、41 戸のうち 50 万円以上の販売金額がある農家は 15 戸と、その多くは自給的農家である。

また、総面積の 9 割以上を森林が占める当区域の林業の状況についても、平成 27 年の農林業センサスで、44 戸であった林家数は、令和 2 年に 41 戸へと減少している。さらに、保有する森林（3ha 以上）で林業を行う林業経営体数も平成 27 年の 4 経営体から令和 2 年に 0 経営体となった。

イ 過疎の状況

昭和 55 年の国勢調査で 934 人であった当区域の人口は一貫して減少しており、令和 2 年の国勢調査では 276 人と昭和 55 年の 3 分の 1 程度まで減少し、また、高齢者比率についても 23.0% から 65.6% へと急速に進行している。

合併前から過疎対策立法に基づく過疎対策事業に取り組み、平成 18 年 8 月の合併後も農産物直売所等の整備による産業の振興、小学校屋内運動場の整備による教育の振興、農業体験ツアーなどによる地域交流の促進や AI デマンド交通による交通通信体系の整備等の過疎対策事業への取組により、他区域との格差是正に努めてきたものの、進学や就労等のタイミングでの若年層の流出は続いており、年齢構成の高齢化による地域社会の活力低下が危惧されている。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

当区域の産業は、農業を基本として、こんにやくを基幹作物とする産地化を進めてきたが、価格の変動や低迷、高齢化に伴う農作業への負担感から生産量は減少している。現在は、夏期の冷涼な気候を生かした、ほうれん草等の葉物野菜を主に生産しているが、産地間の価格競争、過疎化による農業従事者の高齢化や担い手不足等、課題は山積している。

商工業については、経営規模の小さい事業所が点在しているが、傾斜地が多く、平坦地が少ないという立地から、さらに企業が進出するための新たな土地活用は望めない状況にある。

今後の方向としては、引き続き地域住民にとって必要な生活基盤の整備等を推進するとともに、令和3年7月、新道峠に整備した展望台「FUJIYAMA ツインテラス」や令和6年4月に開設した観光交流拠点「リリーベルヒュッテ」など新たな集客施設の活用を進め、本市へのインバウンド観光客の誘客や地域の魅力発信を通じた交流人口、移住定住者の増加による地域活性化の取組をこれまで以上に推進する必要がある。

(2) 笛吹市の総人口の推移、芦川町区域の人口及び産業の推移と動向

ア 笛吹市の総人口の推移と見通し

総人口は、昭和50年以降、年々増加傾向をみせていたが、平成17年の71,711人をピークに緩やかな減少傾向に転じ、令和2年では66,947人となっている。この減少傾向は今後も続き、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和32年の総人口は、51,355人と見込まれているが、笛吹市人口ビジョンでは合計特殊出生率の上昇と転入促進、転出抑制による人口維持により令和42年に55,000人を目指すとしている。

表1-の1(1) 笛吹市の人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 55,950	人 62,322	% 11.4	人 71,711	% 15.1	人 69,599	% △3.0	人 66,947	% △3.8
0歳～14歳	12,338	11,191	△9.3	10,966	△2.0	8,720	△20.5	7,915	△9.2
15歳～64歳	35,737	40,536	13.4	45,389	12.0	40,010	△11.9	37,628	△6.0
うち 15歳～ 29歳(a)	10,088	11,636	15.3	11,056	△5.0	9,297	△16.0	8,606	△7.4
65歳以上 (b)	7,875	10,595	34.5	15,356	44.9	19,541	27.3	19,870	1.7
(a)／総数 若年者比率	% 18.0	% 18.7	—	% 15.4	—	% 13.4	—	% 12.9	—
(b)／総数 高齢者比率	% 14.1	% 17.0	—	% 21.4	—	% 28.1	—	% 29.7	—

※平成12年以前の国勢調査の数値は、合併前のそれぞれの町村の数値を合計し笛吹市の数値として扱っている。

※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても一致しない場合がある。

イ 芦川町区域の人口及び産業の推移と動向

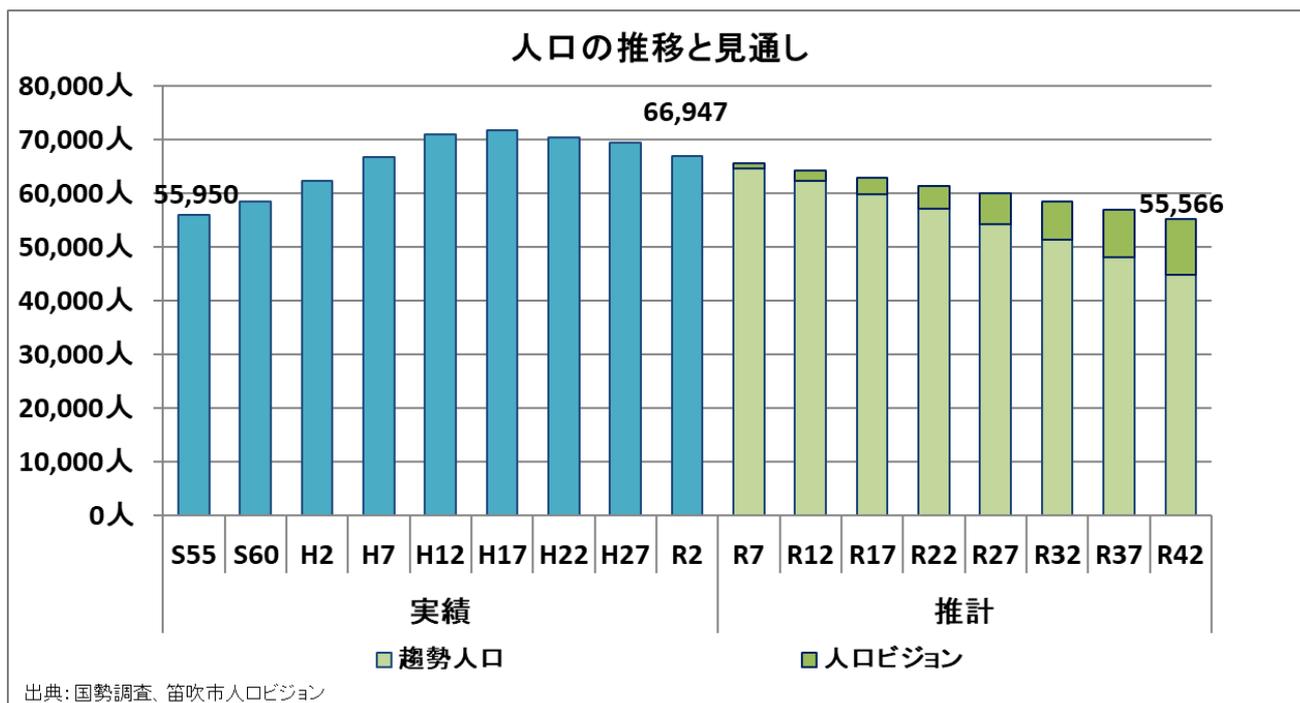
当区域の人口は、昭和 55 年から令和 2 年までの国勢調査によれば、昭和 55 年に 934 人であったが、平成 2 年には 742 人、平成 17 年には 521 人、平成 27 年には 361 人、令和 2 年には 276 人と、40 年間で 658 人、率にして 70.4%の減少となっている。また、高齢者比率についても昭和 55 年は 23.0%であったものが、令和 2 年には 65.6%と上昇が続いている。

産業についても、昭和 55 年の就業人口 512 人から令和 2 年には 135 人と、40 年間で 377 人、率にして 73.6%の減少と、人口の推移と同じ状況が続いている。また、直近の平成 27 年と令和 2 年の就業人口の内訳（注：総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても一致しない場合がある。）を比較すると、平成 27 年は 183 人の就業人口のうち、第 1 次産業が 60 人（32.8%）、第 2 次産業が 34 人（18.6%）、第 3 次産業が 89 人（48.6%）で、令和 2 年には 135 人の就業人口のうち、第 1 次産業が 32 人（23.7%）、第 2 次産業が 26 人（19.3%）、第 3 次産業が 76 人（56.3%）となっており、第 1 次産業の就業人口が 28 人の減少と顕著である。

表 1-1(2) 笛吹市芦川町区域（旧芦川村）の人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実 数	実 数	増減率						
総 数	人 934	人 742	% △20.6	人 521	% △29.8	人 361	% △30.7	人 276	% △23.5
0 歳～14 歳	148	90	△39.2	30	△66.7	18	△40.0	13	△27.8
15 歳～64 歳	571	397	△30.5	221	△44.3	135	△38.9	82	△39.3
うち 15 歳～ 29 歳(a)	122	62	△49.2	50	△19.4	19	△62.0	9	△52.6
65 歳以上 (b)	215	255	18.6	270	5.9	208	△23.0	181	△13.0
(a)／総数 若年者比率	% 13.1	% 8.4	—	% 9.6	—	% 5.3	—	% 3.3	—
(b)／総数 高齢者比率	% 23.0	% 34.4	—	% 51.8	—	% 57.6	—	% 65.6	—

表 1-1(3) 人口の見通し



(3) 芦川町区域の行財政の状況

当区域における市役所の行政組織については、芦川支所があり、職員が 8 人で対応している。

芦川支所の業務は、地域の身近な行政窓口として、笛吹市役所本庁との連携を緊密にしながら、住民サービスを行っている。

常備消防については、笛吹市消防本部から、会計年度任用職員 1 人が毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までは常駐して、火災や救急の対応に備えている。

また、非常備消防としては、笛吹市消防団芦川分団が組織されているが、団員数は、市条例定数 50 人のところ、在籍数が 35 人（うち 11 人が機能別消防団員）、欠員が 15 人となっている。市全体の団員平均年齢が 38.3 歳であるのに対し、当区域の団員平均年齢は 55.2 歳で、若年層の流出により団員を確保できず、前回の計画策定時点（令和 3 年度 53.4 歳）から、更に高齢化が進んでいる。

公共施設等の整備については、これまでも順次進めてきたところであるが、市道については、山間地特有の立地条件のため、道路法に基づく基準を満たす道路整備は困難であることから、改良率は低位の状況にある。また、芦川支所の庁舎の一部は未耐震のままである。

次に、財政状況については、合併前の平成 17 年度決算を見ると、地方税の構成比は、わずか 3.0% と低く、全国の類似団体と比較しても自主財源に乏しい自治体であり、地方交付税の占める割合が 54.3% と高く、このため財政力指数も 0.078 と極めて厳しい状況にあった。

こうした中、平成 18 年 8 月に当区域を編入合併した笛吹市は、健全な財政状況を維持しているものの、地域経済における景気の急速な改善が望めない状況や高齢社会の進展に伴う社会保障費等の増加など、今後も健全な財政運営に努める必要がある。

なお、そのような財政状況の中、前計画期間（令和 3 年度から令和 7 年度までの実績額）における過疎対策事業費は 5 億 9 千万円、うち過疎対策事業債は 4 億 9 千万円を活用しており、当区域の過疎対策を進める上で、過疎対策事業債は、重要な財源となっている。

表 1-2(1) 笛吹市の財政状況

(単位：千円・%)

区 分	笛吹市		
	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	33,506,815	39,377,042	42,547,726
一般財源	19,616,275	20,301,337	19,074,122
国庫支出金	4,138,600	4,297,946	12,245,853
都道府県支出金	2,096,056	4,177,676	3,084,424
地方債	4,828,645	5,702,006	3,008,067
うち 過疎債	80,500	92,400	181,100
その他	2,827,239	4,898,077	5,135,260
歳出総額 B	31,462,190	37,649,681	40,124,541
義務的経費	13,122,261	14,549,960	15,738,095
投資的経費	4,611,953	6,127,705	4,334,261
うち普通建設事業	4,611,953	6,127,705	4,308,187
その他	13,499,933	16,871,301	19,869,245
過疎対策事業費	228,043	100,715	182,940
歳入歳出差引額 C (A-B)	2,044,625	1,727,361	2,423,185
翌年度へ繰越すべき財源 D	651,605	215,492	188,695
実質収支 C-D	1,393,020	1,511,869	2,234,490
財政力指数	0.62	0.56	0.52
公債費負担比率	14.67	17.67	17.30
実質公債費比率	13.8	13.4	9.1
起債制限比率	8.29	7.88	6.81
経常収支比率	75.6	89.0	94.2
将来負担比率	88.4	77.6	24.9
地方債現在高	36,554,255	43,915,933	40,422,610

表 1-2(2) 笛吹市の主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 道					
改良率 (%)	—	35.0	40.7	52.9	61.3
舗装率 (%)	—	75.2	86.6	90.1	91.9
農 道					
延長 (m)	495,192	349,715	314,480	309,969	327,853
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	82	85	88	—
林 道					
延長 (m)	50,877	56,357	41,815	31,272	31,987
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	—	3	4	3	—
水道普及率 (%)	—	98.6	100	98.3	98.9
水洗化率 (%)	—	—	60.5	97.9	94.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	17.73

※平成 12 年度以前の数値は、合併前のそれぞれの町村の数値を合計し笛吹市の数値として扱っている。

(4) 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

(5) 芦川町区域の持続的発展の基本方針

当区域は、昭和 45 年に制定された過疎地域対策緊急措置法、昭和 55 年の過疎地域振興特別措置法、平成 2 年の過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年の過疎地域自立促進特別措置法による指定を受け、社会資本整備（ハード事業）を中心とした対策とともに、平成 22 年の改正過疎法による地域医療や交通の確保等の新たな過疎対策（ソフト事業）にも取り組みながら、総合的な過疎対策事業を推進し、他区域との格差を是正してきた。

しかし、前掲の（1）概況や（2）人口及び産業の推移と動向の項目でも触れたように、依然、人口の減少及び若年層の流出は続いており、高齢者比率は 65.6%と著しく、こうしたことが、地域社会の活力低下につながるものが危惧されている。

一方、コロナ禍を契機として、都市部在住者を中心に、地方移住や二地域居住への関心が高まり、都会とは異なる価値を持つ地方の存在や魅力が再認識された。

このような状況を踏まえ、第三次笛吹市総合計画や第 3 期笛吹市総合戦略と整合性を図りながら、山梨県が策定した山梨県過疎地域持続的発展方針に基づき、新たな課題を地域住民と共有し、地域の課題解決及び維持発展を図るため、引き続き地域住民の安全、安心な暮らしを支える必要な生活基盤の整備を推進する。あわせて、地域住民一人一人が持つ知恵や力を発揮、結集して、豊かな自然や魅力的な景観等の特色ある地域資源を磨きあげ、地域外へと発信し、当区域への興味や関心を抱かせ、訪れていただき、その魅力を認めてもらうことで、地域活性化を図るとともに、地域住民の誇りにつながるといふ好循環を創り出すことが、重要である。

また、こうした取組を加速させ、移住者の増加といった地域の課題の解決に資する動きを促進し、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の向上が実現するよう取り組むことが求められる。

以上から、本計画では、引き続き『地域資源を最大限に活かした持続可能な地域づくり』を持続的発展の基本方針とし、主要施策の方向を次のとおりとする。

ア 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

地域の魅力を積極的に情報発信していくことで、移住先や二地域居住の拠点として選ばれるようなまちづくりを推進していく。

イ 産業の振興

農業従事者の高齢化等が進む中、当区域の不整形で狭小な農地で農業経営を持続させるために、これまで以上に消費者へ訴求できるよう高付加価値化を行う等、地域で生産される野菜や山菜を活かした農業経営を促進し、農業の持続可能性を高めていく。

また、農産物直売所、すずらんの里、新道峠展望台、リリーバルヒュッテ等の交流拠点施設等の充実、豊かな自然、魅力的な景観等の地域資源を磨きあげる事業を推進し、観光客を含めた交流人

口の更なる増加を図る。

ウ 地域における情報化

進化、高度化が見込まれる情報インフラに関しては、地域間格差が生じることがないように必要な支援を行う。

エ 交通施設の整備、交通手段の確保

市道については、適切な維持管理に努め、長寿命化を図ることとし、新設や拡幅等については、その有効性等を検討しながら整備を推進する。

農林道については、農林業の生産活動の向上のみならず、地域の生活環境の改善や観光資源へのアクセス道路としての積極的な活用も視野に、今後も新設、拡幅、改良について、その有効性等を検討しながら整備を推進する。

交通については、移動手段を持たない、いわゆる交通弱者に対する移動サービスを確保するためのAI デマンド交通の運行や、スクールバスの運営事業を継続していく。

オ 生活環境の整備

水道施設については、安全な飲料水を安定的に供給するため、簡易水道施設の適切な維持管理に努める。

農業集落排水施設については、快適な生活と衛生的な生活環境の確保及び美しい自然環境の保全のため、今後も計画的な維持管理に努め、安定した稼働を図る。

消防防災体制については、消防団の再編等、適正な見直しを行い、少数精鋭体制の確立、機械器具、消防水利や団員詰所等の整備を推進し、消防防災力の強化を図る。

カ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

子育てについては、安心して子育てできる環境を維持するとともに、母子の健康づくりを推進する。

高齢者については、安心していきいきと、互いに支えながら生活できるよう、介護予防事業や保健事業等の更なる充実を図るとともに、配食サービスを継続し、住み慣れた家で安心して暮らすことができる環境を目指す。

キ 医療の確保

住民の医療不安を解消し、健康を守るための診療所の開設及び笛吹市消防本部による患者搬送体制を継続するとともに、ドクターヘリを活用した広域的救急医療体制の充実に取り組む。

ク 教育の振興

芦川小学校については、小規模特認校の良さを生かしながら、地域に根ざした教育の推進を図る。また、児童が安全に安心して学ぶことができる環境整備はもちろん、集会施設及び防災施設等として、複合的な利用拠点となることも念頭に活用を検討していく。

社会教育施設等については、地域住民等のニーズを的確に捉えて、住民同士のコミュニケーショ

ン、また、当区域を訪れる人々とのコミュニケーションを高める場所となるよう、老朽化対策を含めた計画的な環境整備に努める。

ケ 集落の整備

地域社会の活性化を図るために、住民の自主的、主体的な活動等の支援を継続するとともに、地域に新たな気付きや活力をもたらす地域外の人材を活用し、集落としての機能を維持する。

コ 地域文化の振興等

先人たちが築きあげてきた古民家群や石垣等を保存、継承することにより、地域住民の郷土意識をさらに醸成するとともに、観光面での活用を強化し、地域文化の振興を推進する。

サ 再生可能エネルギーの利用の推進

脱炭素型の地域づくりを推進するために、小水力発電施設の設置について、当区域内の河川や農業用水路において、水量や適地の研究を行い、施設設置の実現性について検討する。

シ その他地域の持続的発展に関し必要な事項

芦川地区過疎地域活性化基金に、過疎地域持続的発展特別事業の実施のための積立を行う。

(6) 芦川町区域の持続的発展のための基本目標

本市では、笛吹市に暮らす誰もが幸せを実感し、心にゆとりを持ち、優しさあふれるまちになるという考えの下、令和8年4月に策定した第三次笛吹市総合計画において、市の将来像を「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」と掲げ、その実現に向け施策の展開を図っている。

一方、少子高齢化、多様な市民ニーズへの対応など、様々な課題が依然と存在しており、特に人口減少は最重要課題として捉えている。市では、人口減少に歯止めをかけるため、子育て世帯や若者に魅力的なまちを目指し、子育て支援の強化、教育環境の充実、産業の振興などに注力しているところである。

これらのことから本計画においても、子育て世代や若者の定着による流入に向けた取組を進めることとし、当区域の生産活動の担い手となり、持続的な発展を支える側である生産年齢人口(15歳以上64歳以下)の転入の促進及び転出の抑制を目標とし、その目標達成に向け、過疎対策事業を推進する。

(参考)住民基本台帳における当区域の人口等の推移

年 度	区域内人口	うち生産年齢人口(15歳以上64歳以下)				
		人 口	区域内人口に対する生産年齢人口の割合	転入者数	転出者数	転入者数－転出者数
令和2年度	313人	99人	31.6%	2人	4人	△2人
令和3年度	293人	89人	30.4%	4人	0人	4人
令和4年度	267人	79人	29.6%	2人	4人	△2人

令和5年度	261人	75人	28.7%	4人	0人	4人
令和6年度	254人	73人	28.7%	9人	5人	4人
合 計				21人	13人	8人

※人口は当該年度の3月31日時点の数値であり、転入者数及び転出者数は当該年度の合計値である。

(7) 計画の達成状況の評価に関する事項

ア 評価時期

計画期間の満了後の翌年度（令和13年度）に達成状況の評価する。

イ 評価手法

笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議等における既存の検証手段を活用する中で、基本目標の達成状況の評価を行い、その結果を市ホームページに公表する。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、平成29年2月に笛吹市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の基本方針を次のとおり示した。本計画に記載した全ての公共施設等の整備は笛吹市公共施設等総合管理計画に整合する。

基本方針1【施設保有量の適正化】

人口動態や社会ニーズの変化などを踏まえ、公共施設等の規模の適正化を推進し、特に更新時にあたっては統廃合、複合化の検討に取り組む。

基本方針2【長寿命化の推進】

点検、診断の実施により予防保全を推進し、公共施設等の安全確保を図るとともに長寿命化に取り組む。また、特に大規模改修の際には、長寿命化に必要な構造や機能設備を備えた改修を実施し、ライフサイクルコストの削減を図る。

基本方針3【効率的な管理と有効活用】

民間活力の活用や広域的な連携を進めるなど、公共施設等の効率的な管理運営を進めるとともに資産活用による新たな財源の確保に取り組む。

(9) SDGs（持続的開発目標）との関係

本市では、第二次笛吹市総合計画で掲げた市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けて取り組むことが、SDGs達成に資するものであるという考えの下、令和4年3月に「笛吹市SDGs推進方針」を定め取組を進めている。各個別計画においてもSDGs要素の反映に努めることとしており、本計画においても、将来にわたり過疎地域の持続的発展を目指すことにより、SDGsの推進を図る。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 芦川町区域の現況と課題

当区域における移住施策については、合併以前から積極的に取り組んできた。

その1つとして山村留学制度がある。平成8年度から平成18年度までの間で延べ35世帯、児童生徒数は54人が当該制度を利用した。平成15年度のピーク時には7世帯、児童生徒数は9人と一定の成果をあげたが、事業の見直しにより平成18年度で廃止となった。

新型コロナウイルス感染拡大時期に、テレワーク等の働く場所を問わない働き方が全国的に増え、都市部から地方へ移住するニーズが高まったが、移住の過程において訪れたことがない場所を選択し、即座に移住することは稀である。

当区域の移住、定住促進への課題としては、移住者が希望する不動産物件が少ないこと、生活の利便性や人間関係の構築に対する不安などがある。

近年、空き家の相続により世代交代が進み、市外や県外に住む所有者が多くなった結果、地理的、また地縁的な問題から関わりが乏しくなり、相続後の活用が図られず、多くの住宅が放置状態となり、空き家に至る事例が散見される。

空き家の増加は、各集落における防災や衛生、景観等の生活上の課題となり得るため、所有者に対し、適正な管理を促進する必要がある。

平成26年度から、空き家の解消に向け、空き家バンク制度を開始したが、現時点においては、当区域に存在する空き家100件超に対し登録されている物件は0件となっている。

これは、所有者に対し、制度の情報が行き届かず、空き家バンク制度を知らない方が依然として多いことや、手続きに対する負担感があることなどが要因の一つと想定される。

空き家バンク制度については、より周知を図り、支援体制を充実することで、空き家の有効活用に

つながることが期待できる。

こうしたことを踏まえ、令和6年度には、地域に身近な支所職員が空き家所有者と移住希望者の間に入って積極的な情報提供を行い、新たな定住につなげるなど、空き家バンク担当、移住定住担当、市営住宅担当、そして地域に身近な芦川支所が連携した取組を展開している。

地域間交流については、平成22年4月に地域の核となる芦川農産物直売所及び芦川活性化交流施設を整備し、当区域ならではの農村体験ツアーを実施することで、当区域を訪れる交流人口の増加に一定の成果をあげている。

(2) その対策

ア 移住、定住対策については、移住定住の所管課である企画課と芦川支所等の関連部署で連携を図りながら、地域の魅力を積極的に発信し移住先として選ばれ、定住してもらえるようなまちづくりを推進していく。

イ 空き家対策については、継続的に空き家の実態調査を進め、空き家バンクへの登録を推進していく。また、引き続き、空き家バンク担当、移住定住担当、市営住宅担当、そして地域に身近な芦川支所が連携する中で、地域資源を活かしつつ、多角的な視点から移住定住の促進や空き家の解消に向けた取組を推進していく。

ウ 地域間交流については、引き続き積極的な情報発信を行い、より多くの人に周知し、農村体験ツアーなどを活用し市外から訪れてもらい、当区域への共感を生む交流事業を展開することで、移住へつなげていく。さらに、インターネットを活用し当区域の魅力を広く情報発信し、交流人口や関係人口の更なる増加を図る。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	・地域間交流促進事業 (具体的な事業内容) 都市住民等へ向けた体験ツアー、イベントの開催等、当区域への共感を生むような交流を促進する事業 (事業の必要性) 当区域の魅力を周知し、訪れてもらい、移住、定住に結び付けるため (見込まれる事業効果等) 移住、定住者の増	笛吹市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

笛吹市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら事業を実施する。

3 産業の振興

(1) 芦川町区域の現況と課題

農業については、夏季冷涼な気候を生かしながら、葉物野菜を中心に営まれているが、農業を取り巻く環境は、資材価格の高騰、異常気象、道路交通網の整備に伴う流通の拡大による産地間競争も激しさを増しており、依然厳しい状況にある。

また、当区域の耕地は、狭く急傾斜地帯にあり、機械化が困難なうえ、就業者の高齢化と後継者不足による耕作放棄地の拡大も課題となっている。

林業についても、就業者の高齢化と後継者不足等、依然厳しい状況にある。

商工業については、経営規模の小さい事業所が点在しているが、特殊な立地条件から、工業用地の確保等は極めて厳しく、新たな工場誘致は、期待できない状況である。

観光業については、山梨県の自然記念物にも指定されている日本すずらんなどの豊かな自然を保護し、富士山を望む新道峠展望台の整備を行うなど、地域資源を活かした事業を推進してきた。今後も当区域の特色を活かした観光施策を推進する必要がある。

当区域は、豊かな自然環境の中、多くの資源を有しているが、まだ有効に活用されていないものもある。

(2) その対策

ア 各種農業振興策を積極的に活用するとともに、生産している農産物に訴求力のある付加価値を付けて販売する等、地域で生産される野菜や山菜を活かした農業経営を促進し、農業の持続可能性を高める。

イ 農産物直売所等の各交流拠点施設では、地場産品の販売、農産物の加工品製造への取組、地域資源を活かした体験事業等による交流を通じて、地域の魅力を広く発信する拠点としての運営を行う。

ウ 農地中間管理機構と連携して、意欲ある生産者への農地集約を図るとともに、交流事業における農業体験の場としての活用を図るなどの取組により、遊休農地の解消に努める。

エ 笛吹市森林整備計画に基づいた水源涵養機能等、森林の有する公益的機能を維持確保しながら整備を図るとともに、不良木の除去等修景に努め、天然生林の更新補助や保育等の森林造成施策を推進する。

オ 観光業については、富士山を望む新道峠展望台及び周辺の整備、近年その群生が減少傾向にある日本すずらんの保護等、豊かな自然や魅力的な景観等の地域資源を磨きあげる事業を今後も推進していく。

また、石和温泉郷等の宿泊地から当区域、その先の新道峠展望台までの送迎バスを運行させることで、観光客を含む交流人口の更なる増加を図る。

カ 豊かな自然環境を活かした里山遊びやスポーツ合宿、体験活動等を通じ観光振興や移住定住を促進し地域活性化を図るため、芦川グリーンロッジを改修するとともに、芦川やすらぎの里など他の施設の活用を推進する。

キ 豊かな自然環境に恵まれている当区域の資源を活用した新たな特産品の生産に取り組む。

ク 産業振興施策の実施に当たっては、周辺市町村等との連携に努めていく。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(4) 地場産業の振興	・地域資源活用施設整備事業（仮称）	笛吹市	
	(9) 観光又はレクリエーション	・新道峠展望台及び周辺整備事業 ・すずらんの里改修事業 ・芦川グリーンロッジ改修事業 ・すずらん群生地整備事業 ・兜造り茅葺古民家藤原邸改修事業		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	・花木植栽事業 (具体的な事業内容) 地域住民の協力により、花木の植栽を行う事業 (事業の必要性) 景観の魅力を高め、観光振興を図るため (見込まれる事業効果等) 観光客の増加等		

		<p>・芦川農産物直売所等管理運営事業 (具体的な事業内容) 芦川農産物直売所等の運営 (事業の必要性) 地域産業の振興を図るため (見込まれる事業効果等) 地域住民の生産意欲の向上、地域の活性化等</p> <p>・日本すずらん保護事業 (具体的な事業内容) 植生の調査や育成試験等を実施する事業 (事業の必要性) 県の自然記念物にも指定されている日本すずらんの群生地を守り、観光資源としての活用を図るため (見込まれる事業効果等) 観光客の増加等</p> <p>・すずらんの里管理運営事業 (具体的な事業内容) すずらんの里の運営 (事業の必要性) 豊かな自然環境の活用を通じ、広く一般に保健と休養を提供するとともに産業振興に寄与するため (見込まれる事業効果等) 観光客の増加等</p> <p>・兜造り茅葺古民家藤原邸管理運営事業</p>		
--	--	---	--	--

		<p>(具体的な事業内容) 兜造り茅葺古民家藤原邸の運営</p> <p>(事業の必要性) 歴史文化的景観の保全と観光資源としての活用を図るため</p> <p>(見込まれる事業効果等) 観光客の増加等</p> <p>・新道峠送迎バス運行事業</p> <p>(具体的な事業内容) 公共施設から展望台まで送迎バスを運行する事業</p> <p>(事業の必要性) 展望台までの道路アクセスが悪いため、送迎バスを運行し、観光振興を図る</p> <p>(見込まれる事業効果等) 観光客の増加等</p> <p>・新道峠展望台活用事業</p> <p>(具体的な事業内容) 新道峠展望台「FUJIYAMA ツインテラス」の運営</p> <p>(事業の必要性) 観光資源としてより一層の活用を図るため</p> <p>(見込まれる事業効果等) 観光客の増加等</p> <p>・花桃植栽事業</p> <p>(具体的な事業内容) 地域住民と協力し、花桃の植栽を行い美しい景観を形成する</p>		
--	--	---	--	--

		<p>(事業の必要性) 美しい景観に磨きをかけ、 地域の魅力向上を図る (見込まれる事業効果等) 観光客の増加等</p> <p>・芦川グリーンロッジ管理 運営事業 (具体的な事業内容) 芦川グリーンロッジの運営 (事業の必要性) 豊かな地域資源を活用した 自然体験等ができる施設と して、地域活性化につなげ る。 (見込まれる事業効果等) 観光客の増加等</p> <p>・芦川やすらぎの里管理運 営事業 (具体的な事業内容) 芦川やすらぎの里の運営 (事業の必要性) 豊かな地域資源を活用し た、自然体験等をする際の 拠点施設として、地域活性 化につなげる。 (見込まれる事業効果等) 観光客の増加等</p> <p>・芦川スポーツ広場管理運 営事業 (具体的な事業内容) 芦川スポーツ広場の運営 (事業の必要性) 豊かな自然環境の中で、ス</p>		
--	--	--	--	--

		ポーツ等ができる施設として、地域活性化につなげる。 (見込まれる事業効果等) 観光客の増加等		
--	--	--	--	--

(4) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
芦川町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3 産業の振興」(2) その対策及び(3) 事業計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

観光施設については、予防保全の考えに基づく改修等を計画的に行いながら長寿命化を図る。

また、指定管理者制度を導入している施設については、民営化に向け、現在の指定管理者を中心に適切な後継者を選定する。

レクリエーション施設については、計画的に修繕を行う。

4 地域における情報化

(1) 芦川町区域の現況と課題

情報インフラについては、平成22年にケーブルテレビ事業者への支援を行い、CATVの受信による地上デジタルテレビ放送への対応がされるとともに、高速インターネットの整備も完了し、当区域におけるデジタル・ディバイド（インターネット等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差）は解消されている。

また、令和6年度には、防災行政無線の高度化事業を実施し、防災アプリとの連携を図ることで、市民のスマートフォンに防災行政無線の放送内容を文字と音声で届けるほか、気象情報、Lアラート情報、停電情報、避難情報などの防災情報を発信している。

今後も進化、高度化が見込まれる情報インフラに対しては、地域間格差が生じることがないように必要な支援を行う必要がある。

(2) その対策

ア 地域の維持や活性化には、情報インフラの整備が必須であり、今後も進化、高度化が見込まれる情報インフラに対しては、地域間格差が生じることがないように必要な支援を行う。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

笛吹市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら事業を実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 芦川町区域の現況と課題

当区域は、笛吹市の中心市街地までおよそ 20km の位置にある。幹線道路は、区域内を縦貫する県道笛吹市川三郷線、甲府圏域と富士北麓圏域を結ぶ県道富士河口湖芦川線（若彦トンネル）があり、住民の日常生活及び観光面等、地域活性化の基盤となっている。県道笛吹市川三郷線は、落石や土砂崩落の危険性が高いとされているため、大雨等による通行止めが度々あり、住民の日常生活にも支障を及ぼしている。

市道については、集落内を結ぶ生活の基盤となるものであるが、地形的制約により勾配がきつく、幅員も狭いため、大型車両が通行し難い箇所もある。また、住民生活に直結する県道及び市道については、特に冬季期間における降雪時の道路交通確保が重要であり、迅速な除雪対策が求められている。

農道については、これまでの県営中山間地域総合整備事業等により、農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備が進められてきた。今後も適切な維持管理と新設、拡幅等の必要な整備を推進する必要がある。

林道については、森林施業の合理化や土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供等、森林の多面的機能を活用するための整備をこれまでも進めてきた。

交通については、民間路線バスが鶯宿－石和温泉駅間を運行していたが、平成元年 9 月に廃止されたことを受け、同年 10 月から市営バスの運行を開始し、1 日 4 往復していた。令和 6 年 1 月から AI デマンド交通「のるーと笛吹」の運行を開始し、新たな公共交通を確保したことから、令和 6 年 3 月に市営バスを廃止した。

一方、県道富士河口湖芦川線（若彦トンネル）の開通に伴い、民間バス事業者によって上芦川－富士山駅間で運行が行われていたが、利用者数の減少により、当区域運行部分は令和 3 年 4 月に廃止されたが、令和 6 年 3 月から富士急行線河口湖駅－芦川農産物直売所間で 1 日 4 往復の運行が新たに開始された。

なお、当区域の中学校が統合されたことに伴い、スクールバスの運営事業を行っている。

(2) その対策

ア 当区域の幹線道路である県道については、富士河口湖芦川線（若彦トンネル）の開通が、地域活

性化に大きく貢献している。一方、それに伴って交通量が増加した区域内を縦貫する笛吹市川三郷線については、急こう配でカーブが多く、大型バス等の通行が困難な箇所がある。今後も関係機関と緊密に連携し、八代町奈良原地区から当区域までを結ぶ新たなトンネルの整備等について、県に対して要望していく。

イ 当区域の集落内をつなぐ市道については、地形的制約により新設や拡幅等が容易ではないことから、今後も適切な維持管理に努め、長寿命化を図ることとし、新設や拡幅等については、その有効性等を十分に検討しながら、整備を推進する。また、防護柵、路面標示等の交通安全施設の整備についても検討を行い、身近な生活道路の充実を図る。

ウ 住民生活に直結する県道及び市道については、特に冬季期間の降雪時の道路交通確保が重要であるため、除雪体制を整え、関係機関及び地域住民と連携しながら迅速な除雪対応に努める。

エ 農林道については、農林業の生産活動の向上のみならず、地域の生活環境を改善する役割や観光振興にも大きな役割を果たしているため、今後も適切な維持管理に努め、新設や拡幅等についても、その有効性等を十分に検討しながら、整備を推進する。

オ 交通については、移動手段を持たない、いわゆる交通弱者に対する移動サービスを確保するための AI デマンド交通の運行や、スクールバスの運営事業を継続していく。

(3) 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道	・市道 2-66 号線 (道路改良事業) L=1, 200m W=5. 0m	笛吹市	
	(3) 林道	・市営林道水ヶ沢線 側溝改修 L=200m 法面改修 L=500m ・市営林道蕪入沢上芦川線 側溝、法面改修、 幅員拡幅 L=1, 000m 法面危険箇所改修 L=500m ・市営林道大窪鶯宿線 側溝、法面改修 (維持管理) L=1, 000m ・市営林道鶯宿中芦川線 側溝 L=6, 059m		

		法面 L=1,000m (崩落危険箇所) 開設事業 L=883m		
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>・AI デマンド交通事業 (具体的な事業内容) AI デマンド交通「のるーと笛吹」を運行する事業 (事業の必要性) 移動手段を持たない交通弱者の移動手段を確保するため (見込まれる事業効果等) 移動手段の確保等</p> <p>・芦川スクールバス運営事業 (具体的な事業内容) 当区域から浅川中学校までスクールバスを運行する事業 (事業の必要性) 遠距離通学となる学生の移動手段を確保するため (見込まれる事業効果等) 安全に登下校できる移動手段の確保</p>	笛吹市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路は、日常生活や経済活動を支える重要な生活基盤であることを踏まえ、計画的に道路改良や路面改修を実施する。

維持管理、修繕、更新の際には、長寿命化につながる予防保全に取り組むほか、新技術の採用を検討し、コスト削減を図る。

6 生活環境の整備

(1) 芦川町区域の現況と課題

生活環境については、当区域の快適で暮らしやすい生活環境づくりを推進するため、これまでも生活関連公共施設の整備を推進してきたところである。

生活用水については、簡易水道の整備により普及率が100%の水準となっている。

また、生活排水については、平成7年度から農業集落排水事業に取り組み、平成12年度に完成、加入率も100%と衛生的な生活環境の確保とともに、芦川の清流を守り、次代に引き継ぐことに努めている。今後は、経年劣化等による施設の老朽化対策が避けられない状況である。処理施設及び管渠施設の改修の必要性や時期等についての検討を行い、計画的な維持管理及び整備を行う必要がある。

ごみ処理については、甲府・峡東クリーンセンターで処理しており、今後も資源ごみ等の分別収集による減量化と再資源化をさらに推進する必要がある。また、美しい自然、景観を守るために不法投棄防止対策の強化も必要である。

災害対策については、当区域は急峻な地形のため土砂災害のおそれのある危険箇所も多く、これまで何度も災害に見舞われているため、これらの被害を最小限に防止する必要がある。

消防防災体制については、笛吹市消防本部による対応がなされているが、地域の消防防災力の中核を担う消防団については、若年層の流出の影響から団員の高齢化が進んでおり、団員の確保対策が急務となっている。現在、消防団の再編が行われ、4部体制から2部に統合しているが、消防車両は統合前の4台を配備したままであり、詰所及び車庫施設は耐震性能が確保されていない老朽化した施設であるため、消防団施設及び車両の整備について、検討する必要がある。

市営住宅については、当区域に3か所整備されている。その中でも、平成12年建築の若者定住促進住宅については、移住、定住の受け皿としての役割を果たしているため、他の2か所とともに今後も安全性と良好な居住性を保ちつつ、計画的な維持管理を行っていく必要がある。

当区域は、古民家への宿泊体験、農作業体験による地域活性化など、地域振興と合わせた景観形成に関する取組が行われた環境もあり、貴重な農山村の景観を保全する必要がある。

(2) その対策

ア 簡易水道は、施設整備から数十年を経過している施設もあり、送配水管や配水池等の老朽化対策が必要であるため、計画的な維持管理及び整備に努め、安全な飲料水の安定供給を図る。

イ 農業集落排水施設は、衛生的な生活環境の確保及び芦川の清流を守り続けるためには必要不可欠な施設であるため、処理施設や管渠施設の機能診断を実施し、最適な整備構想を定める中で計画的な維持管理及び整備を行う。

ウ ごみ処理は、分別収集による減量化と再資源化をさらに推進する。また、美しい自然、景観を守るため、不法投棄パトロール員によるパトロールを行い、不法投棄防止対策に努める。

エ 災害対策については、今後も県等の関係機関と緊密に連携し、自然災害防止対策の推進に努める。

また、当区域は土砂災害等への対応が不可欠であるため、地域住民の生命や財産を災害から守るための災害防止施設等の整備を促進するとともに、令和5年度に当区域の各行政区が策定した、地区防災計画に基づき住民同士の連携による土砂災害等を想定した避難訓練を実施する等、住民の自主防災意識の向上と共助力、地域防災力の強化を図る。

オ 消防防災体制については、消防団の再編等、適正な見直しを行い、少数精鋭体制の確立、機械器具、消防水利、団員詰所、消防車両等の整備を推進し、消防防災力の強化を図る。

また、平成 25 年度に各世帯に整備した防災行政無線の戸別受信機により、悪天候でも情報を迅速かつ確実に伝達することが可能となった。

加えて、令和 6 年度に防災アプリを導入し、市民のスマートフォンに防災情報を届けることが可能となった。今後も防災情報の伝達機能の維持、強化を図る。

カ 市営住宅については、現在、若者定住促進住宅 1 か所（8 世帯分）、市営住宅 2 か所（各 2 世帯、計 4 世帯分）が整備されているが、今後も移住、定住の受け皿としての役割を果たせるよう、計画的な維持管理を行っていく。

キ 事業者から大規模太陽光発電施設の設置の計画等があった場合には、県とともに関係法令に則って事業者に対して指導を行うなど、当区域の景観の保全に努める。

(3) 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(5) 消防施設	・消防施設等整備事業（消防団施設、消防車両）	笛吹市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上水道施設及び農業集落排水施設は、計画的な点検、清掃、補修を進めるとともに、予防保全型の維持管理に努め、施設の長寿命化とコスト削減を図る。

消防施設は、災害時の救助及び復旧活動の拠点となることを踏まえ、予防保全の考えに基づく改修等を計画的に行う。

市営住宅は経済情勢や住宅事情による需要の変化を踏まえながら、総量の適正化について検討を行う。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 芦川町区域の現況と課題

当区域には、これまで学童保育施設が設置されていなかったことから、子育て環境の充実を図るため、芦川小学校屋内運動場の多目的室の改修工事を行い、新たに学童保育施設を整備した。

令和 7 年 4 月に開設した、芦川学童保育クラブは、令和 7 年 9 月 30 日現在、児童 4 人が利用している。

一方で、芦川へき地保育所については、過疎化の進行により入所児童がいなかったことから、令和 6 年 4 月から休園しており、今後、入所希望が生じた際は、芦川小学校の一部を利用して再開するこ

ととしている。その際は、地域の多世代交流の場としての活用等、小規模な保育所ならではの取組を検討する必要がある。

当区域の人口及び高齢者比率の推移は、平成 27 年の国勢調査で人口 361 人、高齢者比率 57.6%から令和 2 年には人口 276 人、高齢者比率 65.6%と、人口の減少と高齢化に歯止めがかかっていない状況であり、今後もこの傾向が続くことが予想される。

市が実施している配食サービス事業については、食の確保が困難な在宅の高齢者等に対して、安定した食の確保と同時に配達時の見守り、声掛け等の支援を行い、住み慣れた家で健康に安心して暮らせる環境を目指すものである。

地域の高齢者一人一人が自立し、住み慣れた地域において安心していきいきと、互いに支え合いながら生活を送ることができるよう笛吹市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（ふえふきいきいきプラン）を推進し、介護、介護予防等のサービスが切れ目なく提供される環境を構築するとともに、生涯現役の観点から、積極的に社会参加できる環境を整備する必要がある。

障がい者については、市内の他区域と同様に笛吹市第 4 次障害者基本計画等に基づき、引き続き自立を支援する環境づくりを推進していく必要がある。

保健については、第 3 次笛吹市健康増進計画（ふえふき笑顔ヘルスプラン）を推進し、市民一人一人が生涯を通じて健康増進に努め、心身ともに健やかでこころ豊かに暮らせるまちとなるよう、健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指す必要がある。

(2) その対策

ア 子育て支援については、安心して子育てできる環境を維持するため、母子の健康管理と、個々の成長特性に応じた切れ目のない支援を引き続き推進する。

芦川へき地保育所については、入所申込みが生じた場合、芦川小学校の一部を利用して再開し、市内他区域における保育所との交流事業や芦川小学校に通う児童を含む地域の多世代との交流による地域ぐるみの子育てに取り組み、子供たちが心豊かに育つよう努める。

学童保育施設については、放課後に家庭での保育が困難な児童に対して適切な遊びや生活の場が確保されるよう取り組む。

イ 高齢者一人一人が自立し、住み慣れた地域において安心していきいきと、互いに支えながら生活できるよう、介護予防事業や保健事業等の更なる充実を図る。また、市が実施している配食サービス事業を継続し、安定した食の確保と同時に配達時の見守り、声掛け等の支援を行い、高齢者が住み慣れた家で安心して暮らしていける環境を目指す。また、ボランティア活動、生産活動、都市住民等との交流、生涯学習活動等、高齢者の活躍の場をつくり、積極的に社会参加できる環境整備を推進する。

ウ 障がい者については、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、笛吹市第 4 次障害者基本計画に示された相談支援機能の充実、就労及び雇用の支援、障がい者に対する市民の正しい理解の促進等、自立を支援する環境づくりを推進する。

エ 保健については、第3次笛吹市健康増進計画に基づき、がんの早期発見・早期治療、生活習慣病の対策、生活習慣の改善、歯・口腔の健康、筋力低下・骨折予防対策、こころの健康、個人の行動と健康状態の改善等に取り組む。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設	<p>・芦川へき地保育所再開のための整備事業 (具体的な事業内容) 現在、閉園しているが入所希望があった場合は、芦川小学校の一部を利用し再開する (事業の必要性) 子育て環境の確保及び充実を図る必要がある (見込まれる事業効果等) 子育て環境が確保され、地域振興や子育て世帯の移住につながる</p>	笛吹市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>・芦川学童保育クラブ管理運営事業 (具体的な事業内容) 学童保育クラブの運営 (事業の必要性) 放課後に家庭での保育が困難な児童へ適切な遊びや環境の場を提供するため (見込まれる事業効果等) 子育てしやすい環境の確保</p> <p>・配食サービス事業 (具体的な事業内容) 食の確保が困難な在宅高齢者等に配食サービスを行う事業 (事業の必要性) 安定した食の確保と配達時の見守</p>		

		<p>りのため (見込まれる事業効果等) 住み慣れた家で安心して暮らしていける環境を目指す</p> <p>・ 集団健診送迎事業 (仮称) (具体的な事業内容) 近隣地区で合同実施する集団健診会場へ受診者の送迎を行う事業 (事業の必要性) 健診会場までの交通手段を確保する必要があるため (見込まれる事業効果等) 病気等の早期発見により健康で自分らしい生活が続けられる</p> <p>・ 成年後見制度利用支援事業 (具体的な事業内容) 認知症等により判断能力が不十分な方へ成年後見人制度が利用できるよう支援する (事業の必要性) 制度の利用が必要とされる高齢者等の経済的な負担の軽減を図るため (見込まれる事業効果等) 安心して日常生活を過ごすことができる</p> <p>・ 高齢者外出事業 (具体的な事業内容) 交通手段の確保が難しい高齢者にタクシー券の提供を行う (事業の必要性) 在宅高齢者の交通手段を確保する必要がある</p>		
--	--	---	--	--

		(見込まれる事業効果等) 高齢者の社会参加や外出支援につ ながり、住み慣れた地域で継続して 生活ができる		
--	--	---	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

需要の変化を考慮した施設数の適正化を図り、既存の施設を継続的に使用する場合は、施設の修繕、改修を行うなど、笛吹市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら事業を実施する。

8 医療の確保

(1) 芦川町区域の現況と課題

医療については、当区域の医療不安を解消し、健康を守るための笛吹市芦川国民健康保険診療所（内科、歯科）を「芦川ふれあいプラザ」内に、指定管理者の運営により開設している。住民が安心して生活できる地域として、身近に受診できる環境を維持する必要がある。

救急医療については、芦川支所に常駐している笛吹市消防本部の職員等が、初動対応（応急手当等）を行い、救急車による区域外の医療機関への搬送につなげている。また、重篤な患者が発生した場合等には、搬送時間の大幅な短縮が必要となり、ドクターヘリの利用が不可欠であることから、受け入れのための環境整備を行っている。

(2) その対策

ア 医療については、地域住民が身近な場所で安心して受けられるよう、笛吹市芦川国民健康保険診療所の開設を継続する。

イ 救急医療については、笛吹市消防本部による患者搬送体制を継続するとともに、重篤な患者が発生した場合等における搬送時間の大幅な短縮を図るため、県等の関係機関と連携して、ドクターヘリのヘリポート（離着陸施設）を整備し、救急医療体制の充実を図っている。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	・芦川診療所運営事業 (具体的な事業内容) 「笛吹市芦川国民健康保険診	笛吹市	

		療所」の運営事業 (事業の必要性) 無医地域である当区域の医療 不安の解消を図るため (見込まれる事業効果等) 医療の確保		
--	--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全に基づく改修等を計画的に行いながら、継続使用を考慮し長寿命化を図りつつ、築 60 年以上の施設利用を目指し維持管理を図る。

9 教育の振興

(1) 芦川町区域の現況と課題

学校教育については、小、中学校を各 1 校ずつ運営してきたが、平成 22 年 3 月末、中学校は隣接区域の浅川中学校と統合再編した。小学校については、令和元年度から「小規模特認校」として認定し、通学区域の指定にかかわらず、市内在住の児童が入学、転学できる制度を導入した。令和 7 年 4 月の全校児童数は 15 人となっている。引き続き小規模特認校の良さを生かしながら、地域に根ざした教育の推進を図る必要がある。

学校教育施設の整備については、これまでも児童が安全で安心して学ぶことができる環境整備を行い、あわせて地域の集会所や災害時の避難所としての役割を果たす観点から、旧中学校校舎の跡地に、平成 27 年 2 月、新耐震基準に適合する屋内運動場を建造した。また、学校敷地全体の耐震化を図るため、周囲の擁壁及びグラウンドを現在の基準に合致した構造に改修する工事を実施した。

生涯学習等については、若年層の流出や高齢者人口の増加等により、地域社会の活力低下が危惧されているが、生涯学習等の機会を通じて、知識や技能の向上を目指す仲間が集まり、活動することで、新たな地域社会の核となることが期待されるため、ニーズを的確に捉えた講座メニュー等の提供や各社会教育施設等の老朽化対策を含めた整備を計画的に推進する必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育については、市内他区域の学校や芦川へき地保育所に通う児童、地域の方々との交流により、地域への愛着や人との絆を深める教育を引き続き推進する。

イ 学校教育施設については、耐震化を図る改修は一通り実施されているが、教育環境の向上のみならず、社会教育施設、集会施設、防災施設等として、地域住民の複合的利用拠点となることも念頭に活用を検討していく。また、老朽化が目立つ給食施設については、調理機能を笛吹市南部学校給食センターに統合し、これまでの調理室は配膳室に改修する。

ウ 社会教育施設については、住民同士及び当区域を訪れる人々とのコミュニケーションを高める場所となるよう、老朽化対策等を含めた計画的な施設環境の整備に努め、安定した維持管理及び運営を行い、新たな地域コミュニティの核となりうる人材の育成や仲間づくりを推進し、地域の活性化と文化振興を図る。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	<p>・芦川小学校校舎改修事業 (具体的な事業内容) 空調設備や配膳室の改修を行う (事業の必要性) 児童の健康と安全をより確保する必要がある (見込まれる事業効果等) 学校生活の安全安心の確保</p>	笛吹市	
	(3) 集会施設、体育施設等	<p>・芦川ふるさと総合センター改修事業 (具体的な事業内容) 天井改修等を含めた予防保全工事を行う (事業の必要性) 利用者の安全と利便性の向上を図る必要がある (見込まれる事業効果等) 地域コミュニティの場となり地域の活性化につながる</p>		

	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	<p>・ 芦川ふるさと総合センター 管理運営事業 (具体的な事業内容) 社会教育施設の維持管理及び 運営 (事業の必要性) 市民の生涯にわたる学習活動 を支援し、地域の活性化を担う 人材の育成と文化の振興を図 るため (見込まれる事業効果等) 地域における生涯学習活動を 支援することで、地域の活性化 と文化振興につながる</p>		
--	-----------------------	---	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全の考えに基づく改修等を計画的に行いながら、長寿命化を図り、築60年以上の施設利用を目指し維持管理を行う。

10 集落の整備

(1) 芦川町区域の現況と課題

当区域は、上芦川、新井原、中芦川、鶯宿の4つの集落から形成されている。各集落では、人口減少と高齢化が進んでおり、地域におけるコミュニティ機能の低下が危惧されている。

このような中、地域活性化に地域住民が主体的に取り組んでいる状況もあることから、地域社会の維持、活性化を図るために、地域住民自らが考え、力を合わせて行動することへの支援を継続するとともに、地域に新たな気付きや活力をもたらす地域外の人材活用についても推進する必要がある。

(2) その対策

ア 集落としての機能の維持、強化を図るため、地域住民主体の地域活性化の取組を支援するとともに、地域おこし協力隊等の活用を検討し、積極的な活動を中心的に担う人材の育成や確保に努める。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

笛吹市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら事業を実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 芦川町区域の現況と課題

当区域には、独特の風土の中で、先人たちが築き上げてきた兜造りの古民家群や石垣等があり、これまでも再生、保存し、その活用を図ってきたところである。

古民家群等を保存、継承していくことは、地域の個性を守ることであり、地域住民の郷土意識の更なる醸成にもつながるものである。また、観光振興の面でも大きな魅力の一つになりうるため、積極的な活用を図る必要がある。

(2) その対策

ア 地域の特徴ある古民家群や石垣等を保存、継承し、地域住民の郷土意識の更なる醸成につなげるとともに、観光資源としての活用を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

指定管理者制度を導入している施設については、民営化に向け、現在の指定管理者を中心に適切な後継者を選定する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 芦川町区域の現況と課題

本市においては、令和32年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を令和2年7月に宣言しており、再生可能エネルギーの活用、緑地の保全等の自然資源の活用等、脱炭素型の地域づくりを推進している。その実現には、発電時に二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの活用は特に欠かせない取組である。

(2) その対策

ア 二酸化炭素排出量の実質ゼロを達成するための小水力発電施設の設置については、適切な水量の確保と環境保全において周辺に悪影響を与えない場所を施設設置場所として選定し、効率的な発電を行うことが求められることから、区域内の河川や農業用水路において、水量や適地の研究を行い、施設設置の実現性について検討していく。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

笛吹市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら事業を実施する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 芦川町区域の現況と課題

当区域の人口減少と高齢化が進む中、地域の活性化を図るには、計画的な財政運営に努める必要がある。今後も計画的に過疎対策事業を推進するとともに、芦川地区過疎地域活性化基金の充実を図る必要がある。

(2) その対策

ア 笛吹市芦川地区過疎地域活性化基金において、過疎地域持続的発展特別事業の実施のための基金積立を行い、計画期間内及び計画期間終了後における事業実施に充てる。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		・笛吹市芦川地区過疎地域 活性化基金積立	笛吹市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

支所については、近隣の公共施設との複合化や集約、多目的利用、機能移転も含めた検討を行い規模の最適化を図る。

PPP/PFI の導入や民間事業者、地域住民との連携などの民間活力の活用を視野に入れながら、効率的な施設運営や行政サービスの維持及び向上を図る。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>地域間交流促進事業</p> <p>都市住民等へ向けた体験ツアーや季節を感じさせるイベントの開催等、当区域への共感を生むような交流事業を展開するとともに、その情報発信を積極的に行い、当区域をより多くの人に周知し、訪れてもらい、移住、定住に結びつける。</p>	笛吹市	当該施策の効果は将来に及ぶ
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>花木植栽事業</p> <p>地域住民の協力により、花木の植栽を行い、景観の魅力を高め、観光振興を図る。</p>	笛吹市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		<p>芦川農産物直売所等管理運営事業</p> <p>指定管理者制度による農産物直売所及び活性化交流施設の運営事業。今後も継続して、地域住民の生産意欲の向上及び地域の活性化を図る。</p>		
		<p>日本すずらん保護事業</p> <p>本州随一を誇り、山梨県の自然記念物にも指定されている日本すずらんの群生地を守り、重要な観光資源としての活用を図るため、植生の調査や具体的な育成試験等を実施し、群生地の維持拡大を図る。</p>		
		<p>すずらんの里管理運営事業</p> <p>「すずらんの里」の運営事業。豊かな自然環境の活用を通じ、広く一般に保健と休養を提供するとともに産業振興を図る。</p>		

		<p>兜造り茅葺古民家藤原邸管理運営事業 「兜造り茅葺古民家藤原邸」の運営事業。景観の保全とともに観光資源としての活用を図る。</p>		
		<p>新道峠送迎バス運行事業 公共施設から新道峠展望台まで送迎バスを運行する事業。展望台までの道路アクセスが悪いため、送迎バスを運行し、観光振興を図る。</p>		
		<p>新道峠展望台活用事業 新道峠展望台「FUJIYAMA ツインテラス」を観光資源として、より活用し観光客の増加を図る。</p>		
		<p>花桃植栽事業 美しい景観を形成することで、地域の魅力向上を図り、観光客の増加と地域の活性化につなげるため、地域住民と協力する中で、花桃の植栽を行う。</p>		
		<p>芦川グリーンロッジ管理運営事業 「芦川グリーンロッジ」の運営事業。豊かな自然環境の中で、体験活動等ができる環境を提供し、観光客の増加と地域の活性化を図る。</p>		
		<p>芦川やすらぎの里管理運営事業 「芦川やすらぎの里」の運営事業。豊かな自然環境の中で、体験活動等をする際の拠点として活用を促進し、観光客の増加と地域の活性化を図る。</p>		

		芦川スポーツ広場管理運営事業 「芦川スポーツ広場」の運営事業。 豊かな自然環境の中で、スポーツ等ができる施設とし、観光客の増加と地域の活性化を図る。		
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域 持続的発展特別事業	AI デマンド交通運行事業 AI デマンド交通「のるーと笛吹」を運行する事業。移動手段を持たない交通弱者の移動手段を確保する。	笛吹市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		芦川スクールバス運営事業 当区域から浅川中学校までスクールバスを運行する事業。遠距離通学となる学生の移動手段を確保する。		
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域 持続的発展特別事業	芦川学童保育クラブ管理運営事業 「芦川学童保育クラブ」の運営事業。放課後に家庭での保育が困難な児童に対して、適切な遊びや生活の場を確保し子育てしやすい環境を確保する。	笛吹市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		配食サービス事業 食の確保が困難な在宅高齢者等に配食サービスを行う事業。安定した食の確保と同時に配達時の見守り、声掛け等の支援を行い、住み慣れた家で安心して暮らしていける環境を目指す。		
		集団健診送迎事業（仮称） 近隣地区で合同実施される集団健診会場へ受診者の送迎を行い、受診を支援し病気等の早期発見につなげ健康で自分らしい生活が続けられることを目指す。		

		<p>成年後見制度利用支援事業</p> <p>認知症等により判断能力が不十分な方が、安心して日常生活を過ごすことができるよう、成年後見人制度利用に伴う経済的負担を軽減する。</p>		
		<p>高齢者外出事業</p> <p>交通手段の確保が難しい高齢者にタクシー券の提供を行い、在宅高齢者の社会参加や外出支援につなげ、住み慣れた地域で継続して生活ができることを目指す。</p>		
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>芦川診療所運営事業</p> <p>「芦吹市芦川国民健康保険診療所」の運営事業。無医地域である当区域の医療不安を解消するため、芦川ふれあいプラザ内に診療所を開設し、身近に受診できる環境を確保する。</p>	芦吹市	当該施策の効果は将来に及ぶ
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>芦川ふるさと総合センター管理運営事業</p> <p>「芦川ふるさと総合センター」の運営事業。市民の生涯にわたる学習活動を支援し、地域の活性化を担う人材の育成と文化の振興を図り地域活性化を推進する。</p>	芦吹市	当該施策の効果は将来に及ぶ
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		<p>芦吹市芦川地区過疎地域活性化基金積立</p> <p>芦吹市芦川地区過疎地域活性化基金において、過疎地域持続的発展特別事業の実施のための積立を行い、計画期間内及び計画期間終了後の事業実施に充てる。</p>	芦吹市	当該施策の効果は将来に及ぶ

議案第 40 号

市道認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり市道を認定したいので、議会の議決を求める。

認定路線

① 市道2559号線	起点	笛吹市御坂町二之宮字宝手2646番地先	延長	73.4m
	終点	笛吹市御坂町二之宮字宝手2673番地先		

